



稲城市告示第81号

令和4年第3回稲城市議会定例会を、下記のとおり招集する。

令和4年8月26日

稲城市長 高橋 勝



記

- 1 期日 令和4年9月2日
- 2 場所 稲城市議会議場

令和4年第3回稲城市議会定例会 議案目録

<条 例>

- 第28号議案 稲城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 第29号議案 稲城市まち・ひと・しごと創生基金条例
- 第30号議案 稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例
- 第31号議案 稲城市個人番号及び特定個人情報に関する条例の一部を改正する条例
- 第32号議案 稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第33号議案 稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例
- 第34号議案 稲城市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

<決 算>

- 第35号議案 令和3年度東京都稲城市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第36号議案 令和3年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第37号議案 令和3年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第38号議案 令和3年度東京都稲城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第39号議案 令和3年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第40号議案 令和3年度東京都稲城市下水道事業会計決算の認定及び利益の処分について
- 第41号議案 令和3年度東京都稲城市病院事業会計決算の認定及び利益の処分について

<補正予算>

第42号議案 令和4年度東京都稲城市一般会計補正予算（第4号）

第43号議案 令和4年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

第44号議案 令和4年度東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第1号）

<その他>

第45号議案 稲城市教育委員会委員の任命について

<報告>

第6号報告 健全化判断比率の報告について

第7号報告 資金不足比率の報告について

第8号報告 専決処分の報告について

第9号報告 令和3年度稲城市国民健康保険高額療養費貸付基金の運用状況に関する報告

第10号報告 令和3年度稲城市介護保険高額介護サービス費等貸付基金の運用状況に関する報告

第11号報告 令和3年度稲城市後期高齢者医療高額療養費貸付基金の運用状況に関する報告

第28号議案

稲城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月2日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正を踏まえ、市長等の損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるため、稲城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を制定する必要があるため、本案を提出する。

稲城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市長等（同項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下同じ。）の市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 市長等は、当該市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該市長等の損害賠償責任のうち、当該損害賠償責任を負う額から、基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額については、これを賠償する責任を免れるものとする。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は稲城市病院事業管理者 2
- (4) 職員（前2号に掲げる職員を除く。） 1

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の市長等の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

議案概要説明書

議案番号	第28号	担当課	総務部人事課
件名	稲城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例		
【概要】 <p>本案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正を踏まえ、市長等の損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるため、稲城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を制定するものです。</p> 【内容】 <ul style="list-style-type: none">○ 第1条（趣旨）<p>この条例の趣旨について規定します。</p>○ 第2条（損害賠償責任の一部免責）<p>市長等が、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該職務に係る市に対する損害賠償責任の限度額は、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める年数分の基準給与年額とし、その額を超える部分を免責する旨を規定します。</p><ul style="list-style-type: none">(1) 市長 6年(2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4年(3) 農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は稲城市病院事業管理者 2年(4) 職員（前2号に掲げる職員を除く。） 1年 【施行期日等】 <p>この条例は、公布の日から施行します。また、付則において、経過措置について規定します。</p>			

第29号議案

稲城市まち・ひと・しごと創生基金条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月2日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市における地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関し法人から寄附された寄附金を適正に管理し、当該事業の財源に充てるため、稲城市まち・ひと・しごと創生基金を設置する必要があるため、本案を提出する。

稲城市まち・ひと・しごと創生基金条例

(設置)

第1条 稲城市における地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関し法人から寄附された寄附金を適正に管理し、当該事業の財源に充てるため、稲城市まち・ひと・しごと創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(事業)

第2条 前条に規定する事業は、稲城市まち・ひと・しごと創生推進事業とする。

(積立額)

第3条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、稲城市まち・ひと・しごと創生推進事業の財源に充てる場合限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案概要説明書

議案番号	第29号	担当課	企画部企画政策課
件名	稲城市まち・ひと・しごと創生基金条例		
【概要】 <p>本案は、稲城市における地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関し法人から寄附された寄附金（企業版ふるさと納税）を適正に管理し、当該事業の財源に充てるため、稲城市まち・ひと・しごと創生基金を設置するものです。</p>			
【内容】			
○ 第1条（設置） <p>稲城市まち・ひと・しごと創生基金（以下「基金」という。）を設置する旨を規定します。</p>			
○ 第2条（事業） <p>基金を財源として充てる事業は、稲城市まち・ひと・しごと創生推進事業とする旨を規定します。</p>			
○ 第3条（積立額） <p>基金の積立額は、毎年度一般会計歳入歳出予算で定める旨を規定します。</p>			
○ 第4条（管理） <p>基金に属する現金の管理について規定します。</p>			
○ 第5条（運用益金の処理） <p>基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れる旨を規定します。</p>			
○ 第6条（繰替運用） <p>市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる旨を規定します。</p>			
○ 第7条（処分） <p>基金は、稲城市まち・ひと・しごと創生推進事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる旨を規定します。</p>			
○ 第8条（委任） <p>この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める旨を規定します。</p>			

【施行期日】

この条例は、公布の日から施行します。

第30号議案

稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月2日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

令和5年4月から東京都が高校生等の医療費の助成制度を発足することに伴い、高校生等に係る医療費の一部を助成することにより、高校生等の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資するため、稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例を制定する必要があるので、本案を提出する。

稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、高校生等を養育している者に対し、高校生等に係る医療費の一部を助成することにより、高校生等の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「高校生等」とは、15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「高校生等を養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 高校生等を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

(2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない高校生等を監護し、かつ、その生計を維持する者

(3) 高校生等が何人からも監護されておらず、稲城市（以下「市」という。）が必要と認める場合の当該高校生等本人

3 前項第1号の場合において、父及び母が共に当該父及び母の子である高校生等を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該高校生等は、当該父又は母のうちいずれか当該高校生等の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

4 この条例にいう「父」には、母が、高校生等を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市の区域内に住所を有する高校生等を養育している者であって、その者が養育する高校生等の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する高校生等を養育している者は、対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
 - (2) 規則で定める施設に入所している者
 - (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者
- （所得制限）

第4条 前条の規定にかかわらず、対象者の前年の所得（1月から9月までの場合は前々年の所得とする。）が、その者の扶養親族等（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者及び同項第34号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）及び対象者の扶養親族等でない児童で対象者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、当該所得のあった年の翌年の10月1日から1年間は対象者としなない。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

（医療証の交付）

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、養育する高校生等について市長に申請し、規則で定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証（以下「医療証」という。）の交付を受けなければならない。

（助成の範囲）

第6条 市は、高校生等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって高校生等に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）を除く。以下「対象者負担額」という。）から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額を助成する。

2 前項における助成は、他の法令等によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

(医療費の助成)

第7条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、医療証（国民健康保険法又は社会保険各法の規定により高額療養費が支給される場合は、医療証及び規則で定める書類）を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に対して、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(一部負担金相当額の支払方法)

第8条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、別表に規定する一部負担金相当額及び入院時食事療養を受けた場合は食事療養標準負担額を、国民健康保険法又は社会保険各法及び厚生労働省令の規定の例により、病院又は診療所に支払うものとする。

(届出義務)

第9条 対象者は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 対象者は、現況について、規則で定めるところにより毎年、現況届を市長に提出しなければならない。

3 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 対象者は、この条例による医療費の助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第11条 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとする。

2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

(助成費の返還等)

第12条 市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第2号から第4号までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。

(2) 第9条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。

(3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。

(4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 この条例による医療証の交付に係る手続その他の行為は、この条例の施行

の日前においても行うことができる。

別表（第6条、第8条関係）

区分	一部負担金相当額
入院、調剤及び訪問看護に係る医療費	0円
通院（施術を含む。以下同じ。）に係る医療費（通院1回当たり）	200円

備考 通院1回当たりの対象者負担額が200円に満たない場合は、その満たない額を一部負担金相当額とする。

議案概要説明書

議案番号	第30号	担当課	子ども福祉部子育て支援課
件名	稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例		
【概要】 <p>本案は、令和5年4月から東京都が高校生等の医療費の助成制度を発足することに伴い、高校生等に係る医療費の一部を助成することにより、高校生等の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資するため、稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例を制定するものです。</p>			
【内容】			
○ 第1条（目的） <p>この条例の目的について規定します。</p>			
○ 第2条（定義） <p>「高校生等」及び「高校生等を養育している者」の定義等について規定します。</p>			
○ 第3条（対象者） <p>医療費の助成の対象者は、市の区域内に住所を有する高校生等を養育している者であって、その者が養育する高校生等の疾病又は負傷について、医療保険による医療に関する給付が行われるものとする旨等を規定します。</p>			
○ 第4条（所得制限） <p>対象者の前年（1月から9月までの場合は前々年）の所得が規則で定める額以上であるときは、当該所得のあった年の翌年の10月1日から1年間は対象者としないう旨等を規定します。</p>			
○ 第5条（医療証の交付） <p>医療費の助成を受けようとする者は、養育する高校生等について市長に申請し、医療証の交付を受けなければならない旨を規定します。</p>			
○ 第6条（助成の範囲） <p>医療費の助成額は、高校生等の疾病又は負傷に係る医療費の自己負担分から、別表に規定する一部負担金相当額及び入院時食事療養を受けた場合は食事療養標準負担額を控除した額とする旨等を規定します。</p>			

○ 第7条（医療費の助成）

医療費の助成は、対象者が病院等において医療証を提示して診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、市が当該病院等に助成額を支払うことによって行う旨等を規定します。

○ 第8条（一部負担金相当額の支払方法）

医療費の助成を受ける対象者は、別表に規定する一部負担金相当額及び入院時食事療養を受けた場合は食事療養標準負担額を病院等に支払うものとする旨を規定します。

○ 第9条（届出義務）

対象者は、医療費の助成を受けるために申請した事項に変更が生じたときは、市長に届け出なければならない旨等を規定します。

○ 第10条（譲渡又は担保の禁止）

対象者は、医療費の助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない旨を規定します。

○ 第11条（損害賠償の請求権の譲渡）

第三者の行為によって生じた医療費の助成を受けた者は、当該第三者に対する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとし、譲渡した場合は、当該第三者に通知しなければならない旨を規定します。

○ 第12条（助成費の返還等）

市長は、偽りその他不正の行為によって医療費の助成を受けた者に対し、助成した医療費の全部又は一部を返還させることができる旨等を規定します。

○ 第13条（委任）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める旨を規定します。

○ 別表（第6条、第8条関係）

医療費の助成額から控除する一部負担金相当額について規定します。

【施行期日等】

この条例は、令和5年4月1日から施行します。また、付則において準備行為について規定します。

第31号議案

稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月2日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

高校生等の医療費の助成に関する事務をマイナンバーの独自利用事務に追加し、もって市民の利便性の向上及び事務の効率化に寄与するため、稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の一部を改正する条例

稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例（平成27年稲城市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

9 稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例（令和4年稲城市条例第 号）による高校生等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
--

別表第2の17の項中

「稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例による義務教育就学児の医療費の助成に関する情報（以下「義務教育就学児医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの	を
---	---

「稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例による義務教育就学児の医療費の助成に関する情報（以下「義務教育就学児医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの	に
稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例による高校生等の医療費の助成に関する情報（以下「高校生等医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの	

改め、同表の29の項中

「義務教育就学児医療費関係情報であって規則で定めるもの	を
-----------------------------	---

「義務教育就学児医療費関係情報であって規則で定めるもの	に
高校生等医療費関係情報であって規則で定めるもの	

改め、同表の30の項中

「乳幼児医療費関係情報であって規則で定めるもの	を
-------------------------	---

「乳幼児医療費関係情報であって規則で定めるもの	に
高校生等医療費関係情報であって規則で定めるもの	

改め、同表の32の項中

「義務教育就学児医療費関係情報であって規則で定めるもの	を
-----------------------------	---

「義務教育就学児医療費関係情報であって規則で定めるもの	に
高校生等医療費関係情報であって規則で定めるもの	

改め、同表に次のように加える。

36 稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例による高校生等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	小児慢性特定疾病医療費関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	児童手当関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
	難病医療費関係情報であって規則で定めるもの
	都難病医療費関係情報であって規則で定めるもの
	精神通院医療費関係情報であって規則で定めるもの
	乳幼児医療費関係情報であって規則で定めるもの
	義務教育就学児医療費関係情報であって規則で定めるもの
	ひとり親家庭等医療費関係情報であって規則で定めるもの
外国人保護関係情報であって規則で定めるもの	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案概要説明書

議案番号	第31号	担当課	企画部 I C T 推進課、子ども福祉部子育て支援課
件名	稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の一部を改正する条例		
【概要】 <p>本案は、高校生等の医療費の助成に関する事務をマイナンバーの独自利用事務に追加し、もって市民の利便性の向上及び事務の効率化に寄与するため、稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例（平成27年稲城市条例第21号）の一部を改正するものです。</p> 【改正内容】 <ul style="list-style-type: none">○ 別表第1（第4条関係）<p>高校生等の医療費の助成に関する事務をマイナンバーの独自利用事務に追加します。</p>○ 別表第2（第4条関係）<p>高校生等の医療費の助成に関する事務において利用することができる特定個人情報を規定するとともに、当該事務に関する特定個人情報を利用する必要がある他の事務について同旨の規定を追加します。</p> 【施行期日】 <p>この条例は、公布の日から施行します。</p>			

稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の新旧対照表

新		旧	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
1～8 ……（略）		1～8 ……（略）	
9 稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例（令和4年稲城市条例第 号）による高校生等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの			
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
事務	特定個人情報	事務	特定個人情報
1～16 ……（略）		1～16 ……（略）	
17 児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>……（略）</p> <p>稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例による義務教育就学児の医療費の助成に関する情報（以下「義務教育就学児医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例による高校生等の医療費の助成に関する情報（以下「高校生等医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>	17 児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>……（略）</p> <p>稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例による義務教育就学児の医療費の助成に関する情報（以下「義務教育就学児医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
18～28 ……（略）		18～28 ……（略）	
29 稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例による乳幼児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>……（略）</p> <p>義務教育就学児医療費関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>高校生等医療費関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>……（略）</p>	29 稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例による乳幼児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>……（略）</p> <p>義務教育就学児医療費関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>……（略）</p>
30 稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例による義務教育就学児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>……（略）</p> <p>乳幼児医療費関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>高校生等医療費関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>……（略）</p>	30 稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例による義務教育就学児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>……（略）</p> <p>乳幼児医療費関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>……（略）</p>
31 ……（略）		31 ……（略）	

32 稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	…… (略)
	<u>義務教育就学児医療費関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>高校生等医療費関係情報であって規則で定めるもの</u>
	…… (略)

33～35 …… (略)

36 稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例による高校生等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<u>小児慢性特定疾病医療費関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>児童手当関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>難病医療費関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>都難病医療費関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>精神通院医療費関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>乳幼児医療費関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>義務教育就学児医療費関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>ひとり親家庭等医療費関係情報であって規則で定めるもの</u>
<u>外国人保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	

32 稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	…… (略)
	<u>義務教育就学児医療費関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>高校生等医療費関係情報であって規則で定めるもの</u>
	…… (略)

33～35 …… (略)

第32号議案

稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月2日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正等を踏まえ、非常勤職員に係る育児休業の取得要件を緩和する等のため、稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例（平成4年稲城市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「第2条の4に規定する」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に、「任用されない」を「採用されない」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その養育する子の1歳6か月到達日において育児休業をしている非常勤職員であって、第2条の4に規定する場合に該当して当該子の1歳6か月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(ウ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第1号ウ及びエを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子

を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき」を「養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「（当該非常勤職員が」の次に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の次に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間に

においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「ため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するとき」を「非常勤職員が、次の各号のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次のように加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に引き続き任用される」を「引き続き採用される」に、「当該任期の」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の」に、「当該引き続き任用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日とする。

第8条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第14条第1号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第18条を第20条とし、第17条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第18条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第19条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第8条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議案概要説明書

議案番号	第32号	担当課	総務部人事課
件名	稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例		
【概要】 <p>本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正等を踏まえ、非常勤職員に係る育児休業の取得要件を緩和する等のため、稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例（平成4年稲城市条例第20号）の一部を改正するものです。</p>			
【改正内容】			
○ 第2条（育児休業をすることができない職員） <p>非常勤職員の育児休業の取得要件について、在職期間を1年以上とする要件を廃止する等のため、規定を整備します。</p>			
○ 第2条の3及び第2条の4 <p>非常勤職員の1歳から2歳までの子に係る育児休業の取得要件について、夫婦交替での取得を可能とする等のため、規定を整備します。</p>			
○ 第2条の5及び第3条の2 <p>地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、引用条項及び条番号を整理します。</p>			
○ 第3条（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情） <p>地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児休業が原則2回（現行：原則1回）まで取得可能となることに伴い、育児休業等計画書による育児休業の再取得に係る規定を削除するほか、号番号の繰上げ等を行います。</p>			
○ 第8条（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情） <p>第3条の改正に伴い、様式の名称を改めます。</p>			
○ 第14条（部分休業をすることができない職員） <p>非常勤職員の部分休業の取得要件について、在職期間を1年以上とする要件を廃止するため、規定を整備します。</p>			

○ 第18条（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

職員から妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等について規定します。

○ 第19条（勤務環境の整備に関する措置）

育児休業が円滑に取得できるようにするための勤務環境の整備に関する措置について規定します。

○ 第20条（委任）

第18条及び第19条の追加に伴い、条番号を繰り下げます。

【施行期日等】

この条例は、令和4年10月1日から施行します。また、付則において、経過措置について規定します。

稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表

新	旧
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>⑦ <u>その養育する子（育児休業法第2条第1項本文の子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、当該更新後の任期）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(イ) ……（略）</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p>⑦ <u>その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下⑦において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(イ) <u>その養育する子の1歳6か月到達日において育児休業をしている非常勤職員であって、第2条の4に規定する場合に該当して当該子の1歳6か月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(ウ) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>⑦ <u>引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>(イ) <u>その養育する子（育児休業法第2条第1項本文の子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4に規定する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、当該更新後の任期）が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(ウ) ……（略）</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u></p>

(2)・(3) …… (略)

(育児休業法第2条第1項本文の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

(1)・(2) …… (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間

ウ 第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳6か月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

エ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き任用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(2)・(3) …… (略)

(育児休業法第2条第1項本文の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

(1)・(2) …… (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き任用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ ……(略)

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月に到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2)・(3) ……(略)

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月に到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ ……(略)

(育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月に到達日の翌日(当該子の1歳6か月に到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1)・(2) ……(略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定め

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) …… (略)

(5) …… (略)

(6) 第2条の3第3号に掲げる場合又は前条に規定する場合に該当すること。

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) …… (略)

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の際育児短時間勤務により、当該子

る期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) …… (略)

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6) …… (略)

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き任用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) …… (略)

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の際育児短時間勤務により、当該子

を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(7) …… (略)

(部分休業をすることができない職員)

第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員 (地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 (次条において「再任用短時間勤務職員」という。)) を除く。)

(2) …… (略)

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第18条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第19条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(委任)

第20条 …… (略)

を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(7) …… (略)

(部分休業をすることができない職員)

第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員 (地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 (次条において「再任用短時間勤務職員」という。)) を除く。)

ア 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

(2) …… (略)

(委任)

第18条 …… (略)

第33号議案

稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月2日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

令和5年4月からプラスチック廃棄物の分別収集及び再資源化を開始するに当たり、プラスチック廃棄物に係る廃棄物処理手数料等について規定するため、稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成4年稲城市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

- (6) プラスチック廃棄物 家庭廃棄物のうちのプラスチック使用製品廃棄物（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）第2条第3項のプラスチック使用製品廃棄物をいう。以下同じ。）及び事業系廃棄物のうちの一般廃棄物と併せて処理を行うプラスチック使用製品廃棄物をいう。ただし、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成7年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第1号）別表第1の7の項に掲げるものを除く。

第33条の2第1項及び第38条の2第1項中「資源物」の次に「（プラスチック廃棄物を除く。）」を加える。

別表1の部(1)の款アの項中「家庭廃棄物」の次に「（プラスチック廃棄物を除く。）」を加え、同款イの項をウの項とし、同款アの項の次に次のように加える。

イ プラスチック廃棄物の収集、運搬及び再資源化に係る処理	排出量に応じ、次に定める金額 (ア) 特小袋1枚分につき5円 (イ) 小袋1枚分につき10円 (ウ) 中袋1枚分につき20円 (エ) 大袋1枚分につき40円
------------------------------	--

別表1の部(2)の款アの項中「ア 事業系一般廃棄物」の次に「（プラスチック廃棄物を除く。）」を加え、同款イの項をウの項とし、同款アの項の次に次のように加える。

イ プラスチック廃棄物の収集、運搬及び再資源	(ア) 居住を伴う事業者がプラスチック廃棄物を排出する場合	排出量に応じ、次に定めるところにより算出して得た金額 a 1回の排出量が 大袋2枚分まで 大袋1枚分につき40円
------------------------	-------------------------------	--

化に係る処理		b 1回の排出量が 大袋2枚分を超える分 大袋（事業系プラスチック 廃棄物用）1枚分 につき145円
	(イ) 上記(ア)以外の事業 者がプラスチック廃 棄物を排出する場合	大袋（事業系プラスチック廃棄物 用）1枚分につき145円

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（以下「新条例」という。）別表1の部(1)の款イの項の規定及び同部(2)の款イの項の規定は、施行日以後に納付する手数料について適用し、施行日前に納付する手数料については、なお従前の例による。

第3条 新条例の規定に基づき指定収集袋により排出するプラスチック廃棄物に係る手数料の徴収及び指定収集袋の交付は、施行日前においても行うことができる。

議案概要説明書

議案番号	第33号	担当課	都市環境整備部生活環境課
件名	稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例		
【概要】 <p>本案は、令和5年4月からプラスチック廃棄物の分別収集及び再資源化を開始するに当たり、プラスチック廃棄物に係る廃棄物処理手数料等について規定するため、稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成4年稲城市条例第32号）の一部を改正するものです。</p> 【改正内容】 <ul style="list-style-type: none">○ 第2条（定義）<p>プラスチック廃棄物の定義について規定します。</p>○ 第33条の2及び第38条の2<p>プラスチック廃棄物を排出するときは、指定収集袋を使用しなければならない旨を規定します。</p>○ 別表（第49条関係）<p>プラスチック廃棄物の処理に係る手数料の額を次のとおり規定します。</p><ol style="list-style-type: none">1 家庭から排出されるプラスチック廃棄物の処理に係る手数料<ol style="list-style-type: none">(1) 特小袋1枚分につき5円(2) 小袋1枚分につき10円(3) 中袋1枚分につき20円(4) 大袋1枚分につき40円2 居住を伴う事業所から排出されるプラスチック廃棄物の処理に係る手数料<ol style="list-style-type: none">(1) 1回の排出量が1枚分まで 大袋1枚分につき40円(2) 1回の排出量が1枚分を超える分 大袋（事業系プラスチック廃棄物用）1枚分につき145円3 居住を伴わない事業所から排出されるプラスチック廃棄物の処理に係る手数料 大袋（事業系プラスチック廃棄物用）1枚分につき145円			

【施行期日等】

この条例は、令和5年4月1日から施行します。また、付則において、経過措置について規定します。

稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の新旧対照表

新	旧				
<p>(定義)</p> <p>第2条 …… (略)</p> <p>2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) …… (略)</p> <p><u>(6) プラスチック廃棄物 家庭廃棄物のうちのプラスチック使用製品廃棄物（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）第2条第3項のプラスチック使用製品廃棄物をいう。以下同じ。）及び事業系廃棄物のうちの一般廃棄物と併せて処理を行うプラスチック使用製品廃棄物をいう。ただし、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成7年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第1号）別表第1の7の項に掲げるものを除く。</u></p> <p>(家庭廃棄物の排出方法)</p> <p>第33条の2 占有者は、市長が収集、運搬及び処分を行う家庭廃棄物（<u>資源物（プラスチック廃棄物を除く。）</u>、粗大ごみ、し尿及び動物の死体を除く。以下この条において同じ。）を排出するときは、市が指定する収集袋（以下「指定収集袋」という。）を使用しなければならない。</p> <p>2・3 …… (略)</p> <p>(事業系一般廃棄物の排出方法)</p> <p>第38条の2 事業者は、第32条第2項の規定により市長が収集、運搬及び処分を行う場合の事業系一般廃棄物（<u>資源物（プラスチック廃棄物を除く。）</u>）、粗大ごみ及び動物の死体を除く。以下この条において同じ。）を排出するときは、指定収集袋を使用しなければならない。</p> <p>2 …… (略)</p> <p>別表（第49条関係）</p> <p>1 廃棄物処理手数料</p> <p>(1) 家庭廃棄物</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">区分</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">手数料</td> </tr> </table>	区分	手数料	<p>(定義)</p> <p>第2条 …… (略)</p> <p>2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) …… (略)</p> <p>(家庭廃棄物の排出方法)</p> <p>第33条の2 占有者は、市長が収集、運搬及び処分を行う家庭廃棄物（資源物、粗大ごみ、し尿及び動物の死体を除く。以下この条において同じ。）を排出するときは、市が指定する収集袋（以下「指定収集袋」という。）を使用しなければならない。</p> <p>2・3 …… (略)</p> <p>(事業系一般廃棄物の排出方法)</p> <p>第38条の2 事業者は、第32条第2項の規定により市長が収集、運搬及び処分を行う場合の事業系一般廃棄物（資源物、粗大ごみ及び動物の死体を除く。以下この条において同じ。）を排出するときは、指定収集袋を使用しなければならない。</p> <p>2 …… (略)</p> <p>別表（第49条関係）</p> <p>1 廃棄物処理手数料</p> <p>(1) 家庭廃棄物</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">区分</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">手数料</td> </tr> </table>	区分	手数料
区分	手数料				
区分	手数料				

ア 家庭廃棄物（プラスチック廃棄物を除く。） の収集、運搬及び処分	……（略）
イ プラスチック廃棄物の収集、運搬及び再資源 化に係る処理	排出量に応じ、次に定める金額 (ア) 特小袋1枚分につき5円 (イ) 小袋1枚分につき10円 (ロ) 中袋1枚分につき20円 (ハ) 大袋1枚分につき40円
ウ ……（略）	

(2) 事業系一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物

区分	手数料
ア 事業系一般廃棄物 （プラスチック廃棄物を除く。）の収 集、運搬及び処分	……（略）
イ プラスチック廃棄物の収集、運搬及び 再資源化に係る処理	排出量に応じ、次に定めるところ により算出して得た金額 a 1回の排出量が中袋2枚 分まで 中袋1枚分につき 40円 b 1回の排出量が中袋2枚分 を超える分 中袋（事業系プ ラスチック廃棄物用）1枚分 につき145円 (イ) 上記(ア)以外の事業者 がプラスチック廃棄物 を排出する場合 中袋（事業系プラスチック廃棄物 用）1枚分につき145円
ウ ……（略）	

ア 家庭廃棄物の収集、運搬及び処分	……（略）
イ ……（略）	

(2) 事業系一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物

区分	手数料
ア 事業系一般廃棄物 の収集、運搬及び処 分	……（略）
イ ……（略）	

第34号議案

稲城市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月2日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市立病院の診療科目を分科及び新設し、診療体制の更なる充実を図るため、稲城市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

稲城市病院事業の設置等に関する条例（昭和42年稲城市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号を次のように改める。

- (1) 内科
- (2) 呼吸器内科
- (3) 循環器内科
- (4) 消化器内科
- (5) 肝臓内科
- (6) 内分泌糖尿病内科
- (7) 腎臓内科
- (8) 脳神経内科
- (9) 精神科
- (10) 外科
- (11) 消化器外科
- (12) 乳腺外科
- (13) 整形外科
- (14) 脳神経外科
- (15) 小児科
- (16) 皮膚科
- (17) 泌尿器科
- (18) 産婦人科
- (19) 眼科
- (20) 耳鼻咽喉科
- (21) リハビリテーション科
- (22) 放射線科
- (23) 病理診断科
- (24) 臨床検査科

(25) 救急科

(26) 麻酔科

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案概要説明書

議案番号	第34号	担当課	市立病院事務部経営企画課
件名	稲城市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		
【概要】 <p>本案は、稲城市立病院の診療科目を分科及び新設し、診療体制の更なる充実を図るため、稲城市病院事業の設置等に関する条例（昭和42年稲城市条例第218号）の一部を改正するものです。</p> 【改正内容】 <p>○ 第3条（経営の基本） 稲城市立病院の診療科目について、内科から内分泌糖尿病内科を、消化器内科から肝臓内科を分科するとともに、臨床検査科及び救急科を新設します。また、診療科目の並び順を分かり易くするため、内科系、外科系、中央診療系及びその他の順に並べ替えます。</p> 【施行期日】 <p>この条例は、令和4年10月1日から施行します。</p>			

稲城市病院事業の設置等に関する条例の新旧対照表

新	旧
<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 …… (略)</p> <p>2 診療科目は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>内科</u></p> <p>(2) <u>呼吸器内科</u></p> <p>(3) <u>循環器内科</u></p> <p>(4) <u>消化器内科</u></p> <p>(5) <u>肝臓内科</u></p> <p>(6) <u>内分泌糖尿病内科</u></p> <p>(7) <u>腎臓内科</u></p> <p>(8) <u>脳神経内科</u></p> <p>(9) <u>精神科</u></p> <p>(10) <u>外科</u></p> <p>(11) <u>消化器外科</u></p> <p>(12) <u>乳腺外科</u></p> <p>(13) <u>整形外科</u></p> <p>(14) <u>脳神経外科</u></p> <p>(15) <u>小児科</u></p> <p>(16) <u>皮膚科</u></p> <p>(17) <u>泌尿器科</u></p> <p>(18) <u>産婦人科</u></p> <p>(19) <u>眼科</u></p> <p>(20) <u>耳鼻咽喉科</u></p> <p>(21) <u>リハビリテーション科</u></p> <p>(22) <u>放射線科</u></p> <p>(23) <u>病理診断科</u></p> <p>(24) <u>臨床検査科</u></p> <p>(25) <u>救急科</u></p> <p>(26) <u>麻酔科</u></p> <p>3 …… (略)</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 …… (略)</p> <p>2 診療科目は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>内科</u></p> <p>(2) <u>外科</u></p> <p>(3) <u>整形外科</u></p> <p>(4) <u>産婦人科</u></p> <p>(5) <u>皮膚科</u></p> <p>(6) <u>泌尿器科</u></p> <p>(7) <u>小児科</u></p> <p>(8) <u>耳鼻咽喉科</u></p> <p>(9) <u>リハビリテーション科</u></p> <p>(10) <u>精神科</u></p> <p>(11) <u>脳神経外科</u></p> <p>(12) <u>放射線科</u></p> <p>(13) <u>脳神経内科</u></p> <p>(14) <u>麻酔科</u></p> <p>(15) <u>眼科</u></p> <p>(16) <u>呼吸器内科</u></p> <p>(17) <u>消化器内科</u></p> <p>(18) <u>循環器内科</u></p> <p>(19) <u>腎臓内科</u></p> <p>(20) <u>消化器外科</u></p> <p>(21) <u>病理診断科</u></p> <p>(22) <u>乳腺外科</u></p> <p>3 …… (略)</p>

議案概要説明書

第35号議案 令和3年度東京都稲城市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和3年度東京都稲城市決算

令和3年度 東京都稲城市一般会計及び4特別会計決算

令和3年度 決算の概要

あらまし

令和3年度の一般会計及び4特別会計を合計した歳入歳出予算現額は、それぞれ591億5,115万6千円であったが、その決算額は下記のとおりとなった。

歳入決算額	554億5,648万3千円
歳出決算額	529億5,523万6千円
差引額	25億 124万7千円

予算現額に対する収入率は、93.8%、支出率は、89.5%となった。決算額の前年度との比較では、歳入は66億7,821万6千円の減(△10.7%)、歳出は74億6,666万円の減(△12.4%)となり、差引額は7億8,844万4千円の増となった。

令和3年度 会計別決算収支

(単位：千円)

区 分	歳 入		歳 出		差引額
	予算現額	A収入済額	予算現額	B支出済額	A-B
一 般 会 計	41,226,887	39,252,808	41,226,887	37,042,921	2,209,887
国民健康保険事業会計	7,766,918	7,603,697	7,766,918	7,603,697	0
土地区画整理事業会計	2,796,149	1,445,349	2,796,149	1,286,430	158,919
介護保険会計	5,553,944	5,364,023	5,553,944	5,231,582	132,441
後期高齢者医療会計	1,807,258	1,790,606	1,807,258	1,790,606	0
合 計	59,151,156	55,456,483	59,151,156	52,955,236	2,501,247

令和3年度 東京都稲城市一般会計決算概要

1 収支の状況

- (1) 令和3年度一般会計決算は、歳入総額392億5,280万8千円、歳出総額370億4,292万1千円となった。
- (2) 決算規模は前年度を下回り、歳入は16.1%の減、歳出は18.2%の減となった。
- (3) 決算収支は、形式収支が22億988万7千円の黒字となった。また、翌年度に繰り越すべき財源2,434万円を差し引いた実質収支は、21億8,554万7千円となった。
- (4) 実質単年度収支は、14億2,066万2千円の黒字となった。

第1表 令和3年度の決算収支（対前年度比較）

（単位：千円、％）

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
歳入総額 (A)	39,252,808	46,775,497	△ 7,522,689	△ 16.1
歳出総額 (B)	37,042,921	45,293,972	△ 8,251,051	△ 18.2
形式収支 (C) = (A) - (B)	2,209,887	1,481,525	728,362	49.2
翌年度へ繰り越すべき財源 (D)	24,340	542,668	△ 518,328	△ 95.5
実質収支 (E) = (C) - (D)	2,185,547	938,857	1,246,690	132.8
単年度収支（実質収支-前年度実質収支） (F)	1,246,690	△ 35,108	1,281,798	準皆増
積立金 (G)	176,599	2,199	174,400	準皆増
繰上償還額 (H)	0	0	0	—
積立金取崩し額 (I)	2,627	3,522	△ 895	△ 25.4
実質単年度収支 (F + G + H - I)	1,420,662	△ 36,431	1,457,093	準皆増

2 歳入の状況

歳入の主な特徴は、次のとおりである。

- (1) 歳入総額は、対前年度比16.1%の減となった。
一般財源は、6.5%の増となった。これは、市税が1.0%の増、法人事業税交付金が264.6%の増、地方消費税交付金が11.0%の増、地方交付税が81.4%の増となったことなどによる。
特定財源は、32.0%の減となった。これは、国庫支出金が42.9%の減、都支出金が1.7%の減、諸収入が18.5%の減、市債が98.4%の減となったことなどによる。
- (2) 歳入の根幹をなす市税は、納税義務者数の増などで、全体で1.0%の増となった。税目別では、個人市民税が0.2%の増、法人市民税が22.8%の増、固定資産税が0.1%の減、軽自動車税が3.5%の増、市たばこ税が7.7%の増、都市計画税が0.5%の増となった。
- (3) 地方特例交付金は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金、個人住民税減収補てん特別交付金の増などで40.3%の増となった。
- (4) 国庫支出金は、特別定額給付金給付事業費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減などで42.9%の減となった。
- (5) 都支出金は、市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金、市町村総合交付金の減などで1.7%の減となった。
- (6) 繰入金は、新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金の皆増などで79.0%の増となった。
- (7) 諸収入は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の減などで18.5%の減となった。
- (8) 市債は、第一調理場建替移転事業債、臨時財政対策債の皆減などで98.4%の減となった。

第2表 歳入内訳

区 分	令和3年度		令和2年度		対前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
歳入総額	39,252,808	100.0	46,775,497	100.0	△7,522,689	△16.1
一般財源(原則)	20,549,273	52.4	19,290,438	41.2	1,258,835	6.5
市税	15,962,657	40.7	15,809,875	33.8	152,782	1.0
地方譲与税	151,279	0.4	148,829	0.3	2,450	1.6
利子割交付金	20,337	0.1	21,895	0.0	△1,558	△7.1
配当割交付金	146,014	0.4	105,829	0.2	40,185	38.0
株式等譲渡所得割交付金	178,424	0.4	123,117	0.3	55,307	44.9
法人事業税交付金	113,108	0.3	31,025	0.1	82,083	264.6
地方消費税交付金	1,981,827	5.0	1,786,014	3.8	195,813	11.0
ゴルフ場利用税交付金	76,056	0.2	63,659	0.1	12,397	19.5
環境性能割交付金	33,778	0.1	26,341	0.1	7,437	28.2
地方特例交付金	156,535	0.4	111,590	0.2	44,945	40.3
地方交付税	1,485,507	3.8	819,124	1.8	666,383	81.4
交通安全対策特別交付金	10,025	0.0	9,680	0.0	345	3.6
国有提供施設等所在 市町村助成交付金等	233,726	0.6	233,460	0.5	266	0.1
特定財源(原則)	18,703,535	47.6	27,485,059	58.8	△8,781,524	△32.0
分担金及び負担金	260,311	0.7	214,081	0.5	46,230	21.6
使用料及び手数料	650,858	1.6	609,905	1.3	40,953	6.7
国庫支出金	9,141,076	23.3	16,016,038	34.2	△6,874,962	△42.9
都支出金	6,140,167	15.6	6,247,117	13.4	△106,950	△1.7
財産収入	112,441	0.3	53,953	0.1	58,488	108.4
寄附金	10,135	0.0	14,675	0.0	△4,540	△30.9
繰入金	132,554	0.3	74,039	0.2	58,515	79.0
繰越金	1,481,525	3.8	989,353	2.1	492,172	49.7
諸収入	736,868	1.9	904,246	1.9	△167,378	△18.5
うち収益事業収入	20,000	0.1	20,000	0.0	0	0.0
市債	37,600	0.1	2,361,652	5.1	△2,324,052	△98.4
うち減収補填債	0	0.0	51,800	0.1	△51,800	皆減
うち臨時財政対策債	0	0.0	583,852	1.2	△583,852	皆減

3 歳出の状況（性質別）

歳出を性質別にみた主な特徴は、次のとおりである。

- (1) 歳出総額は、対前年度比18.2%の減となった。
- (2) 義務的経費は12.0%の増となり、歳出総額に占める割合（構成比）は前年度から14.9ポイント増加し、55.1%となった。
 人件費は、国勢調査指導員調査員報酬、第1種会計年度任用職員報酬、常勤職員期末勤勉手当の減などで1.1%の減となった。
 扶助費は、子育て世帯臨時特別給付金、住民税非課税世帯等臨時特別給付金、民間保育所等運営委託料、生活扶助費の増などで21.0%の増となった。
 公債費は、平成31年度に起債した第一調理場建替移転事業債の元金償還が開始されたことなどで0.6%の増となった。
- (3) 投資的経費は54.1%の減となり、構成比は前年度から4.8ポイント減少し、6.1%となった。
 普通建設事業費の内訳は、補助事業費が民間保育所等振興費補助金、第六保育園耐震改修等負担金の減などで皆減、単独事業費が第一調理場建替移転工事請負費、庁舎空調設備改修工事請負費、第一調理場厨房機器及び事業用消耗品費の減などで51.0%の減となった。
 災害復旧事業費は、公水路維持補修等工事請負費の増などで皆増となった。
- (4) その他経費は35.1%の減となり、構成比は前年度から10.1ポイント減少し、38.8%となった。
 物件費は、予防接種委託料、給食賄材料費、キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託料の増などで20.5%の増となった。
 維持補修費は、小学校共通施設等修繕料、市立公園内体育施設管理運営経費、健康プラザ施設用修繕料の減などで10.2%の減となった。
 補助費等は、特別定額給付金、下水道事業会計負担金及び補助金、病院事業会計負担金及び補助金の減などで72.5%の減となった。
 積立金は、財政調整基金積立金の増などで66.8%の増となった。
 繰出金は、介護保険特別会計繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金の増などで8.1%の増となった。

第3表 性質別歳出内訳

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度		令和2年度		対前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
歳出総額	37,042,921	100.0	45,293,972	100.0	△ 8,251,051	△ 18.2
義務的経費	20,415,086	55.1	18,223,436	40.2	2,191,650	12.0
人件費	5,454,408	14.7	5,514,977	12.2	△ 60,569	△ 1.1
扶助費	12,899,951	34.8	10,660,434	23.5	2,239,517	21.0
公債費	2,060,727	5.6	2,048,025	4.5	12,702	0.6
投資的経費	2,255,954	6.1	4,920,234	10.9	△ 2,664,280	△ 54.1
普通建設事業費	2,252,567	6.1	4,920,234	10.9	△ 2,667,667	△ 54.2
補助事業費	0	0.0	326,603	0.7	△ 326,603	皆減
単独事業費	2,252,567	6.1	4,593,631	10.2	△ 2,341,064	△ 51.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	—
災害復旧事業費	3,387	0.0	0	0.0	3,387	皆増
失業対策事業費	0	0.0	0	0.0	0	—
その他経費	14,371,881	38.8	22,150,302	48.9	△ 7,778,421	△ 35.1
物件費	6,937,116	18.7	5,758,082	12.7	1,179,034	20.5
維持補修費	128,931	0.4	143,506	0.3	△ 14,575	△ 10.2
補助費等	3,535,958	9.5	12,848,142	28.4	△ 9,312,184	△ 72.5
積立金	267,868	0.7	160,554	0.4	107,314	66.8
投資及び出資金	0	0.0	0	0.0	0	—
貸付金	0	0.0	0	0.0	0	—
繰出金	3,502,008	9.5	3,240,018	7.1	261,990	8.1

4 歳出の状況（目的別）

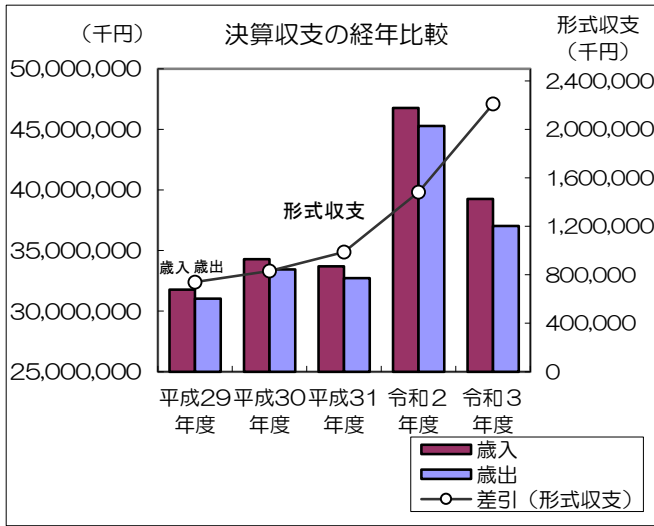
歳出を目的別にみた主な特徴は、次のとおりである。

- (1) 総務費は、財政調整基金積立金などが増となったが、特別定額給付金、庁舎空調設備改修工事請負費、新型コロナウイルス感染症対策基金積立金などの減により、総額では73.2%の減となった。
- (2) 民生費は、民間保育所等振興費補助金などが減となったが、子育て世帯臨時特別給付金、住民税非課税世帯等臨時特別給付金、民間保育所等運営委託料、老人ホーム等建設費補助金、生活扶助費などの増により、総額では14.6%の増となった。
- (3) 衛生費は、病院事業会計負担金及び補助金などが減となったが、予防接種委託料、ワクチン接種関係システム運営等委託料などの増により、総額では18.1%の増となった。
- (4) 商工費は、（仮称）サイクルカフェ建設工事請負費などが減となったが、キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託料、頑張れ！稲城の事業者支援金などの増により、総額では8.0%の増となった。
- (5) 土木費は、下水道事業会計負担金及び補助金などが減となったが、土地区画整理事業特別会計繰出金、道路改修整備事業に係る土地購入費、公園建設事業に係る土地購入費、道路改修整備事業に係る用地取得に伴う損失補償金などの増により、総額では19.4%の増となった。
- (6) 消防費は、非常備消防費に係る事業用備品購入費などが減となったが、梯子車特別点検委託料、災害対策備蓄資機材事業に係る消耗品費、高規格救急自動車などの増により、総額では9.7%の増となった。
- (7) 教育費は、給食調理等業務委託料などが増となったが、第一調理場建替移転工事請負費、第一調理場厨房機器、小・中学校の児童及び生徒全員へのタブレット貸与に伴う事業用消耗品費などの減により、総額では29.9%の減となった。

第4表 目的別歳出内訳

区 分	令和3年度		令和2年度		対前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
議 会 費	310,906	0.8	300,070	0.7	10,836	3.6
総 務 費	3,544,526	9.6	13,243,090	29.2	△ 9,698,564	△ 73.2
民 生 費	17,657,695	47.7	15,401,892	34.0	2,255,803	14.6
衛 生 費	3,706,656	10.0	3,138,009	6.9	568,647	18.1
労 働 費	25,757	0.1	24,950	0.1	807	3.2
農 林 費	60,482	0.2	104,399	0.2	△ 43,917	△ 42.1
商 工 費	511,568	1.4	473,657	1.0	37,911	8.0
土 木 費	3,235,339	8.7	2,708,991	6.0	526,348	19.4
消 防 費	1,173,991	3.2	1,070,090	2.4	103,901	9.7
教 育 費	4,755,274	12.8	6,780,799	15.0	△ 2,025,525	△ 29.9
災 害 復 旧 費	0	0.0	0	0.0	0	—
公 債 費	2,060,727	5.5	2,048,025	4.5	12,702	0.6
歳 出 合 計	37,042,921	100.0	45,293,972	100.0	△ 8,251,051	△ 18.2

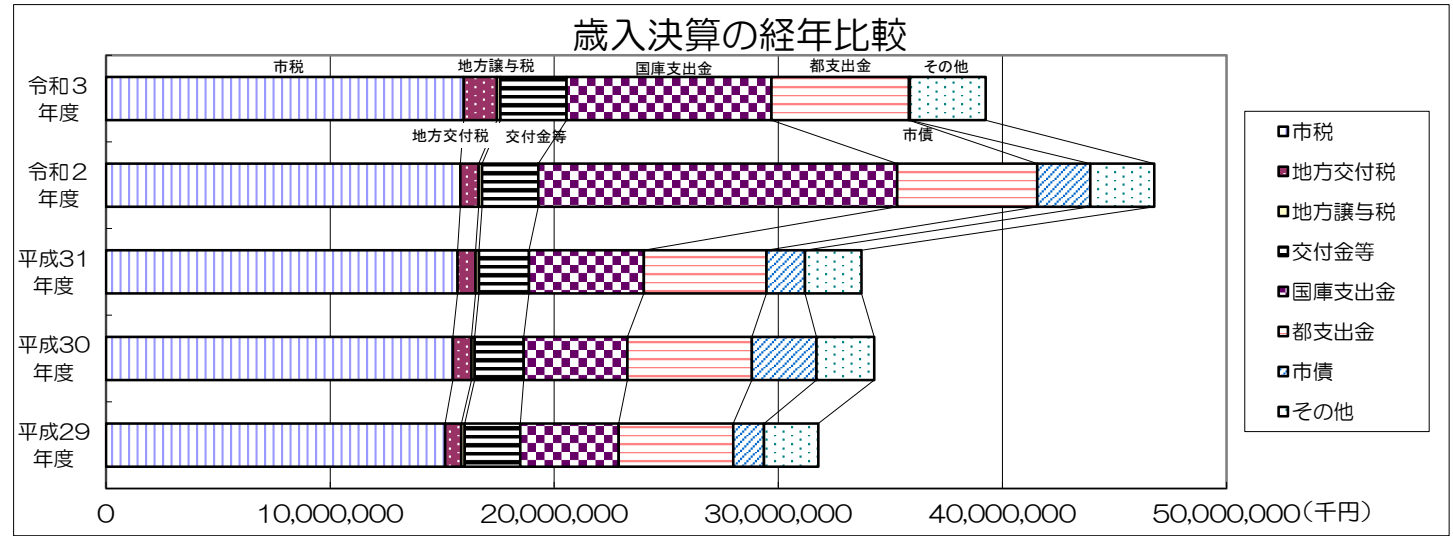
（単位：千円、％）



決算収支の経年比較

(単位:千円)

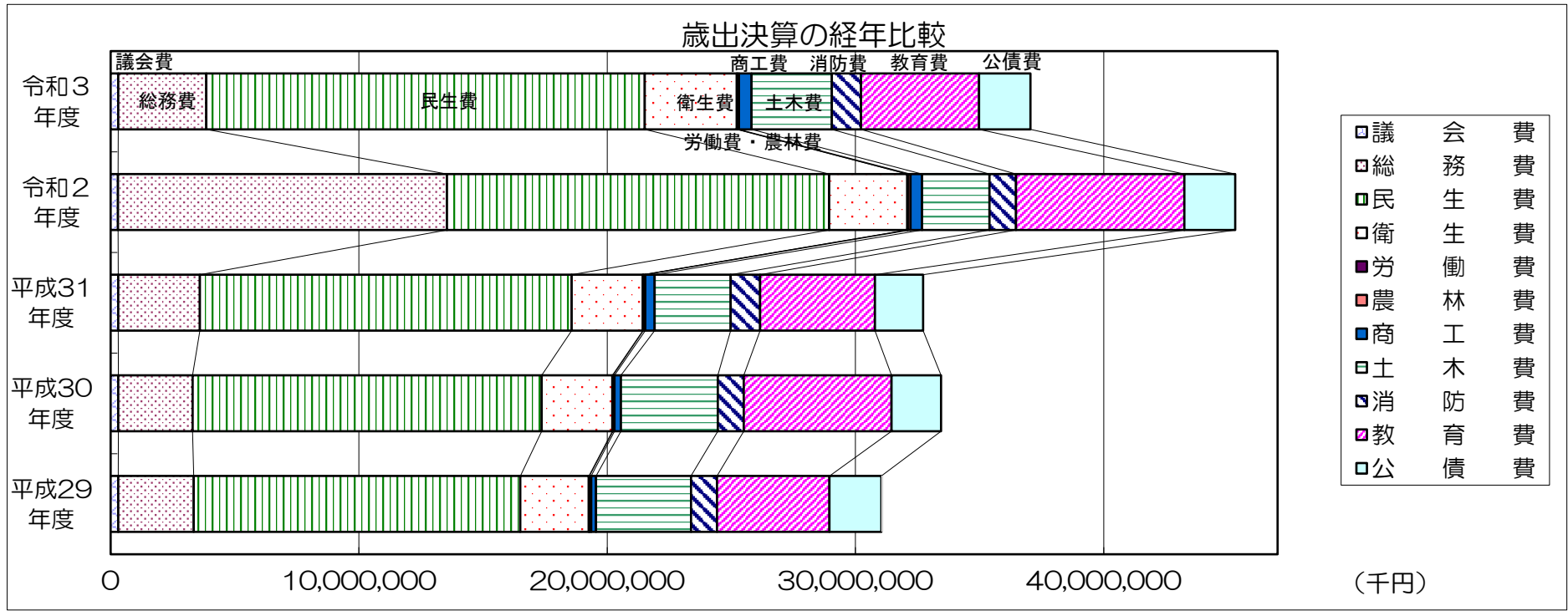
年度	歳入	歳出	差引 (形式収支)
平成29年度	31,781,400	31,040,668	740,732
平成30年度	34,281,979	33,450,218	831,761
平成31年度	33,714,054	32,724,701	989,353
令和2年度	46,775,497	45,293,972	1,481,525
令和3年度	39,252,808	37,042,921	2,209,887



歳入決算の経年比較

(単位:千円、%)

区 分	平成29年度		平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
市 税	15,131,414	47.6	15,479,219	45.2	15,691,691	46.6	15,809,875	33.8	15,962,657	40.7
地 方 交 付 税	727,259	2.3	824,533	2.4	801,381	2.4	819,124	1.8	1,485,507	3.8
地 方 譲 与 税	148,204	0.5	151,423	0.4	143,920	0.4	148,829	0.3	151,279	0.4
交 付 金 等	2,480,810	7.8	2,178,826	6.4	2,236,589	6.6	2,512,610	5.3	2,949,830	7.5
利 子 割 交 付 金	28,990	0.1	30,718	0.1	23,089	0.1	21,895	0.0	20,337	0.1
配 当 割 交 付 金	119,370	0.4	102,326	0.3	114,749	0.4	105,829	0.2	146,014	0.4
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	119,572	0.4	83,439	0.2	70,726	0.2	123,117	0.3	178,424	0.4
地 方 消 費 税 交 付 金	1,721,941	5.4	1,469,038	4.3	1,406,044	4.2	1,786,014	3.8	1,981,827	5.0
法 人 事 業 税 交 付 金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	31,025	0.1	113,108	0.3
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	78,421	0.2	78,212	0.2	76,603	0.2	63,659	0.1	76,056	0.2
自 動 車 取 得 税 交 付 金	85,258	0.3	90,531	0.3	42,562	0.1	0	0.0	0	0.0
環 境 性 能 割 交 付 金	0	0.0	0	0.0	14,908	0.0	26,341	0.1	33,778	0.1
国 有 提 供 施 設 交 付 金	244,161	0.8	229,444	0.7	231,409	0.7	233,460	0.5	233,726	0.6
地 方 特 例 交 付 金	74,212	0.2	86,626	0.3	247,907	0.7	111,590	0.2	156,535	0.4
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	8,885	0.0	8,492	0.0	8,592	0.0	9,680	0.0	10,025	0.0
国 庫 支 出 金	4,385,391	13.8	4,627,496	13.5	5,128,134	15.2	16,016,038	34.2	9,141,076	23.3
都 支 出 金	5,111,722	16.1	5,557,191	16.2	5,467,761	16.2	6,247,117	13.4	6,140,167	15.6
市 債	1,380,598	4.3	2,887,706	8.4	1,712,690	5.1	2,361,652	5.1	37,600	0.1
そ の 他	2,416,002	7.6	2,575,585	7.5	2,531,888	7.5	2,860,252	6.1	3,384,692	8.6
分 担 金 及 び 負 担 金	415,033	1.3	442,967	1.3	346,223	1.0	214,081	0.5	260,311	0.7
使 用 料 及 び 手 数 料	650,926	2.0	667,621	1.9	709,636	2.1	609,905	1.3	650,858	1.6
財 産 収 入	31,872	0.1	66,704	0.2	130,583	0.4	53,953	0.1	112,441	0.3
寄 附 金	10,985	0.0	8,012	0.0	7,002	0.0	14,675	0.0	10,135	0.0
繰 入 金	274,726	0.9	18,048	0.1	20,588	0.1	74,039	0.2	132,554	0.3
繰 越 金	603,522	1.9	740,732	2.2	831,761	2.5	989,353	2.1	1,481,525	3.8
諸 収 入	428,938	1.4	631,501	1.8	486,095	1.4	904,246	1.9	736,868	1.9
歳 入 合 計	31,781,400	100.0	34,281,979	100.0	33,714,054	100.0	46,775,497	100.0	39,252,808	100.0



歳出決算の経年比較

(単位：千円、%)

区 分	平成29年度		平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
議 会 費	305,195	1.0	311,877	0.9	305,208	0.9	300,070	0.7	310,906	0.8
総 務 費	3,045,745	9.8	2,987,579	8.9	3,289,983	10.1	13,243,090	29.2	3,544,526	9.6
民 生 費	13,153,112	42.4	14,065,524	42.1	14,978,201	45.8	15,401,892	34.0	17,657,695	47.7
衛 生 費	2,758,220	8.9	2,847,647	8.5	2,864,184	8.8	3,138,009	6.9	3,706,656	10.0
労 働 費	23,832	0.1	25,539	0.1	25,629	0.1	24,950	0.1	25,757	0.1
農 林 費	66,846	0.2	60,755	0.2	70,656	0.2	104,399	0.2	60,482	0.2
商 工 費	198,675	0.6	250,395	0.7	381,588	1.2	473,657	1.0	511,568	1.4
土 木 費	3,821,496	12.3	3,908,417	11.7	3,058,783	9.3	2,708,991	6.0	3,235,339	8.7
消 防 費	1,048,800	3.4	1,044,460	3.1	1,181,620	3.6	1,070,090	2.4	1,173,991	3.2
教 育 費	4,533,509	14.6	5,949,417	17.8	4,626,579	14.1	6,780,799	15.0	4,755,274	12.8
公 債 費	2,085,238	6.7	1,998,608	6.0	1,942,270	5.9	2,048,025	4.5	2,060,727	5.5
歳 出 合 計	31,040,668	100.0	33,450,218	100.0	32,724,701	100.0	45,293,972	100.0	37,042,921	100.0

社会保障施策に要する経費に充当した引上げ分の地方消費税交付金の内訳

平成26年4月及び令和元年10月に地方消費税率が引き上げられたことに伴い、引上げ分の地方消費税交付金は全て社会保障施策に要する経費に充てるとされています。

令和3年度の充当事業は、下表のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金のうち、地方消費税率引上げに伴う増収分 1,259,051 千円

(歳出) 社会保障施策に要する経費 17,671,297 千円

(単位：千円)

区分	事業名	経費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国・都 支出金	その他 特定財源	引上げ分の 地方消費税	差 引 一般財源
社会福祉	心身障害者福祉費	1,745,754	1,211,009	0	64,430	470,315
	老人福祉費	192,293	120,529	4,507	16,609	50,648
	児童福祉総務費	24,293	8,046	594	1,886	13,767
	児童処遇費	9,042,295	6,154,438	212,657	660,619	2,014,581
	保育所費	28,941	1,100	3,303	6,060	18,478
	児童館費	47,088	96	0	5,662	41,330
	学童クラブ費	302,845	249,466	33,967	2,339	17,073
	扶助費（生活保護費）	2,090,494	1,600,700	33,616	54,963	401,215
	幼稚園費	44,503	28,731	0	3,895	11,877
小 計	13,518,506	9,374,115	288,644	816,463	3,039,284	
社会保険	国民健康保険事業費	744,347	209,185	3	64,479	470,680
	介護保険事業費	748,977	47,375	0	173,255	528,347
	後期高齢者事業費	771,883	107,721	0	164,010	500,152
小 計	2,265,207	364,281	3	401,744	1,499,179	
保健衛生	保健衛生総務費	101,547	29,144	0	8,723	63,680
	予防費	1,083,352	966,198	2,414	13,825	100,915
	病院事業費	702,685	550,837	0	18,296	133,552
小 計	1,887,584	1,546,179	2,414	40,844	298,147	
合計	17,671,297	11,284,575	291,061	1,259,051	4,836,610	

都市計画税の充当事業

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する経費に充てるために課税する目的税です。令和3年度の充当事業は、下表のとおりです。

なお、令和3年度の都市計画税1,296,017千円及び都市計画事業資金積立基金繰入金50,000千円のうち32,958千円を充当し、残額の都市計画事業資金積立基金繰入金17,042千円については、後年度の経費に充てるため都市計画事業資金積立基金に積み立てます。

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳				
		国庫支出金	都支出金	その他	都市計画税・基金繰入金	差引一般財源
都市計画事業 (普通建設事業)	300,056	0	131,554	0	168,502	0
都市計画事業 (公債費元利償還金)	239,525	0	0	0	239,525	0
下水道事業 (公共下水道事業)	251,691	43,500	2,175	206,016	0	0
下水道事業 (流域下水道事業)	54,911	0	0	54,911	0	0
下水道事業 (公債費元金償還金)	500,436	0	0	463,196	37,240	0
土地区画整理事業 (普通建設事業)	1,213,541	150,450	164,375	15,008	883,708	0
合計	2,560,160	193,950	298,104	739,131	1,328,975	0

森林環境譲与税の充当事業

森林環境譲与税は、森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費に充てるために国から譲与される地方譲与税です。令和3年度の充当事業は、下表のとおりです。

なお、令和3年度の森林環境譲与税7,282千円のうち、632千円については後年度の経費に充てるため、森林環境譲与税基金に積み立てました。

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳				
		国庫支出金	都支出金	その他	森林環境譲与税	差引一般財源
公園等維持管理事業 (ナラ枯れ防除等)	13,220	0	6,570	0	6,650	0
合計	13,220	0	6,570	0	6,650	0

令和3年度
決算状況(速報値)

団体コード	132250	市町村類型	Ⅱ-3
団体名	稲城市	3年度交付税種地区分	Ⅱ-9

人 口		指定団体等の状況		事務の共同処理の状況		指 数 等	
国調	2年 93,151 人 増減率 (R.2/H.27) 6.3 %	過疎山村離島不交付広域行政圏 首都近郊整備既成市街地	17.97 K㎡	面積	＜ごみ・し尿処理＞ ・東京たま広域資源循環組合 ・多摩川衛生組合 ＜収益事業＞ ・東京都三市収益事業組合 ＜その他＞ ・東京市町村総合事務組合 ・東京都市町村議会議員公務災害補償等組合 ・東京都市町村職員退職手当組合 ・南多摩斎場組合 ・東京都後期高齢者医療広域連合 ・稲城・府中墓苑組合	基準財政需要額	14,248,901 千円
住民基本台帳	R4.1.1 93,007 人 対前年度増減率 0.8 % (参考) 65才以上人口 R4.1.1 20,056 人					基準財政収入額	12,982,711 千円
						標準財政規模 A	19,195,254 千円
						臨時財政対策債発行可能額	1,262,829 千円
						財政力指数	0.943 単年度 (0.911)
決算収支の状況 (千円)		令和3年度	令和2年度			実質収支比率	11.4 %
1. 歳入総額 A		39,607,171	47,116,848			公債費比率	5.1 %
2. 歳出総額 B		37,238,365	45,621,756			起債制限比率	4.2 %
3. 歳入歳出差引額 (A-B) C		2,368,806	1,495,092			公債費負担比率	8.7 %
4. 翌年度へ繰り越すべき財源 D		182,759	555,734			経常収支比率	88.2 %
5. 実質収支 (C-D) E		2,186,047	939,358			地方債現在高 B (特定資金公共投資事業債除く) 債務負担行為翌年度以降支出予定額 C	22,531,597 千円
6. 単年度収支 F		1,246,689	△ 35,108			積立金現在高 D (うち財政調整基金)	5,682,810 千円 (2,987,320)
7. 積立金 G		176,599	2,199			B + C - D	25,876,433 千円
8. 繰上償還額 H		0	0			積立基金取崩額	130,155 千円
9. 積立金取崩額 I		2,627	3,522			収益事業収入	20,000 千円
10. 実質単年度収支 (F+G+H-I) J		1,420,661	△ 36,431			健全化判断比率 ※1	
						実質赤字比率	- (12.53) %
						連結実質赤字比率	- (17.53) %
						実質公債費比率	3.1 (25.0) %
						将来負担比率	19.5 (350.0) %

一 般 職 員 (R4.4.1 現在)				特 別 職 等 (R4.4.1 現在)		
区 分	職 員 数 A	4月分給料支払総額 B 千円	1人当り支給月額 B/A 円	区 分	改定実施年月日	1人当り平均給料 (報酬) 月額 円
一 般 職 員	403	124,545	309,045	市	長 平成30年4月1日	897,000
うち技能労務職	8	2,408	301,000	副 市	長 平成30年4月1日	777,000
教 育 公 務 員	2	920	460,000	教 育	長 平成30年4月1日	730,000
消 防 職 員	109	31,661	290,468	議 員	長 平成30年4月1日	523,000
臨 時 職 員	0	0	0	副 議 員	長 平成30年4月1日	477,000
合 計	514	157,126	305,693	議 員	員 平成30年4月1日	445,000

公 営 事 業 の 状 況	事 業 名	法 適 用	実 質 収 支 額 千円	普 通 会 計 か ら の 繰 入 金 千円	職 員 数 人	会 国 保 業 会 計 の 状 況	
						加 入 世 帯 数	被 保 険 者 数
	国民健康保険 (事業勘定)		0	802,828	9	10,993 世帯	16,599 人
	介護保険事業		132,441	803,028	8	1 世帯当り保険税調定額	145,891 円
	後期高齢者医療事業		0	203,659	6	被保険者 1 人当り保険税調定額	96,619 円
	病院事業	有	692,173	702,685	316	被保険者 1 人当り費用	461,605 円
	下水道事業	有	181,224	150,000	11	保 險 税 (料)	1,611,490 千円
						保 險 給 付 費	4,968,455 千円
						国民健康保険事業費納付金	2,442,281 千円

※1 () 書きは、早期健全化基準である。

歳 入					性 質 別 歳 出					
区 分	決 算 額 千円	構成比 %	経 常 一 般 財 源 等 千円	構成比 %	区 分	決 算 額 千円	構成比 %	充 当 一 般 財 源 等 千円	経 常 経 費 充 当 一 財 等 千円	経 常 収 支 比 率 %
地 方 税	15,962,657	40.3	14,666,640	76.7	人 件 費	5,507,024	14.8	5,062,567	4,948,794	25.9
地 方 譲 与 税	151,279	0.4	151,279	0.8	うち 職 員 給	3,268,532	8.8	3,013,198	3,001,541	15.7
利 子 割 交 付 金	20,337	0.1	20,337	0.1	扶 助 費	12,900,711	34.6	3,224,530	3,224,480	16.9
配 当 割 交 付 金	146,014	0.4	146,014	0.8	公 債 費	2,060,727	5.5	2,010,111	2,010,111	10.5
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	178,424	0.4	178,424	0.9	元 利 償 還 金	2,060,723	5.5	2,010,107	2,010,107	10.5
地 方 消 費 税 交 付 金	1,981,827	5.0	1,981,827	10.4	一 時 借 入 金 利 子	4	0.0	4	4	0.0
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	76,057	0.2	76,057	0.4	小 計	20,468,462	54.9	10,297,208	10,183,385	53.3
特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	0	0.0	0	0.0	物 件 費	6,942,980	18.6	4,162,902	3,682,149	19.3
自 動 車 取 得 税 交 付 金	0	0.0	0	0.0	維 持 補 修 費	128,931	0.4	103,830	103,830	0.5
自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	33,778	0.1	33,778	0.2	補 助 費 等	3,539,387	9.5	1,928,800	1,303,283	6.8
法 人 事 業 税 交 付 金	113,108	0.3	113,108	0.6	積 立 金	267,868	0.7	265,470		
地 方 特 例 交 付 金	156,535	0.4	152,275	0.8	投 資 ・ 出 資 ・ 貸 付 金	0	0.0	0	0	0.0
地 方 交 付 税	1,485,507	3.7	1,266,190	6.6	繰 出 金	2,407,759	6.5	2,043,475	1,588,332	8.3
普 通	1,266,190	3.2	1,266,190	6.6	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0	0		
特 別	219,317	0.5			投 資 的 経 費	3,482,978	9.4	1,996,173		
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	10,025	0.0	10,025	0.1	うち 人 件 費	127,612	0.3	117,763		
国 有 提 供 施 設 交 付 金	233,726	0.6	233,726	1.2	普 通 建 設 事 業 費	3,479,591	9.4	1,992,786		
小 計	20,549,274	51.9	19,029,680	99.6	補 助	322,700	0.9	75,225		
分 担 金 ・ 負 担 金	229,889	0.6	0	0.0	単 独	3,156,891	8.5	1,917,561		
使 用 料	280,186	0.7	84,036	0.4	そ の 他	0	0.0	0		
手 数 料	405,256	1.0	0	0.0	災 害 復 旧 事 業 費	3,387	0.0	3,387		
国 庫 支 出 金	9,302,426	23.5			失 業 対 策 事 業 費	0	0.0	0		
都 支 出 金	6,419,198	16.2			合 計	37,238,365	100.0	20,797,858		
財 産 収 入	112,441	0.3	7,568	0.0						
寄 附 金	10,135	0.0								
繰 入 金	137,466	0.3								
繰 越 金	1,495,092	3.8								
諸 収 入	628,208	1.6	5,670	0.0						
地 方 債	37,600	0.1								
(うち 減 税 補 て ん 債)	(0)	(0.0)								
(うち 臨 時 財 政 対 策 債)	(0)	(0.0)								
合 計	39,607,171	100.0	19,126,954	100.0						
市 町 村					税 目 的 別 歳 出					
区 分	決 算 額 千円	構成比 %	増 減 率 %	基 準 税 額 × 100 75 千円	超 過 課 税 分 収 入 済 額 千円	区 分	決 算 額 千円	構成比 %	充 当 一 般 財 源 等 千円	
市 町 村 民 税	7,279,484	45.6	0.2	6,921,597	0	議 会 費	326,099	0.9	325,087	
個人 分	7,279,484	45.6	0.2	6,921,597	0	総 務 費	3,138,388	8.4	2,668,686	
法人 分	548,705	3.4	22.8	369,817	51,921	民 生 費	17,395,994	46.7	6,741,906	
固 定 資 産 税	6,293,923	39.5	△ 0.1	6,180,700	0	衛 生 費	3,727,626	10.0	1,403,695	
軽 自 動 車 税	81,571	0.5	3.5	80,695	0	労 働 費	91,952	0.3	66,842	
市 町 村 た ば こ 税	462,957	2.9	7.7	484,419	0	農 林 水 産 業 費	59,392	0.2	54,462	
釦 産 税	0	0.0	0.0	0	0	商 工 費	514,031	1.4	318,735	
特 別 土 地 保 有 税	0	0.0	0.0	0	0	土 木 費	3,320,500	8.9	2,403,552	
法 定 外 普 通 税	0	0.0	0.0	0	0	消 防 費	1,187,144	3.2	1,028,706	
目 的 税	1,296,017	8.1	0.5	0	0	教 育 費	5,413,125	14.5	3,772,689	
入 湯 税	0	0.0	0.0	0	0	災 害 復 旧 費	3,387	0.0	3,387	
事 業 所 税	0	0.0	0.0	0	0	公 債 費	2,060,727	5.5	2,010,111	
都 市 計 画 税	1,296,017	8.1	0.5	0	0	諸 支 出 金	0	0.0	0	
法 定 外 目 的 税	0	0.0	0.0	0	0	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0	0	
旧 法 に よ る 税	0	0.0	0.0	0	0	合 計	37,238,365	100.0	20,797,858	
合 計	15,962,657	100.0	1.0	14,037,228	51,921					
納 税 義 務 者 数	令 和 3 年 度 大 規 模 事 業 (単 位 : 百 万 円)					徴 収 率	区 分	現 年 課 税 分 %	滞 納 繰 越 分 %	合 計 %
個人 均 等 割	<ul style="list-style-type: none"> 老人ホーム等建設費補助金 118 南多摩駅周辺地区土地区画整理事業業務委託 358 矢野口駅周辺地区土地区画整理事業業務委託 345 榎戸地区土地区画整理事業業務委託 335 土地購入費(多7・5・3号線) 208 稲城長沼駅周辺地区土地区画整理事業業務委託 176 施設整備サービス購入料 126 					47,372 人	市 町 村 税 合 計	99.8	54.2	99.3
法人 税 割						2,135 人	(徴 収 猶 予 分 除 く)	(99.8)	(54.2)	(99.3)
							市 町 村 民 税	99.7	61.1	99.1
							純 固 定 資 産 税	99.9	38.3	99.5
							国 民 健 康 保 険 税 (料)	97.7	37.9	93.7

令和3年度 東京都稲城市普通会計決算（決算統計要旨）

（ ）内は前年度数値

1 決算の特徴

- (1) 決算規模は、前年度に比べ歳入が15.9%、歳出が18.4%の減となった。
 (2) 実質収支は前年度に引き続き黒字となった。実質収支比率（標準財政規模に対する割合）は、前年度から6.2ポイント増加し11.4%となった。
 (3) 歳入では、一般財源は6.5%の増となった。これは、地方交付税が81.4%の増、地方消費税交付金が11.0%の増、地方税が1.0%の増、法人事業税交付金が264.6%の増となったことなどによる。

また、特定財源は31.5%の減となった。これは、国庫支出金が特別定額給付金給付事業費補助金の減などで42.5%の減、都支出金が市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金の減などで2.1%の減、諸収入が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の減などで15.5%の減、地方債が第一調理場建替移転事業債の減などで98.4%の減となったことなどによる。

- (4) 歳出では、義務的経費は11.9%の増となった。これは、人件費が国勢調査指導員調査員報酬や第1種会計年度任用職員報酬の減などで1.3%の減となったが、扶助費が子育て世帯臨時特別給付金の増などで21.0%の増、公債費が平成31年度に起債した第一調理場建替移転事業債の元金償還が開始されたことなどで0.6%の増となったことによる。

投資的経費は43.4%の減となった。普通建設事業費は43.4%の減となり、その内訳は、補助事業費が民間保育所等振興費補助金の減などで48.3%の減、単独事業費が第一調理場建替移転工事請負費の減などで42.9%の減となったことなどによる。災害復旧事業費は公水路維持補修等工事請負費の増などで皆増となった。

その他経費は37.3%の減となった。これは、物件費が予防接種委託料の増などで20.5%の増、繰出金が介護保険特別会計繰出金の増などで6.4%の増となった一方で、補助費等が特別定額給付金の減などで72.5%の大幅減となったことなどによる。

- (5) 財政の弾力性を示す経常収支比率は、前年度から0.1ポイント減少し、88.2%となった。これは、歳出の経常経費充当一般財源が補助費等、物件費、繰出金の増などで増額となったが、一方で歳入の経常一般財源が地方交付税、地方消費税交付金、地方税、法人事業税交付金も増額となったことによる。

2 決算規模

		対前年度増減額	増減率
歳入	396億717万1千円	△75億967万7千円	△15.9%
	(471億1,684万8千円)	(130億8,188万7千円)	(38.4%)
歳出	372億3,836万5千円	△83億8,339万1千円	△18.4%
	(456億2,175万6千円)	(126億1,564万9千円)	(38.2%)

3 決算収支

		対前年度増減額	増減率
実質収支	21億8,604万7千円	12億4,668万9千円	132.7%
	(9億3,935万8千円)	(△3,510万8千円)	(△3.6%)

4 歳入

		増減率	構成比
一般財源	205億4,927万4千円	6.5%	51.9%
〔原則〕	(192億9,043万8千円)	(2.2%)	(40.9%)
特定財源	190億5,789万7千円	△31.5%	48.1%
〔原則〕	(278億2,641万円)	(83.5%)	(59.1%)
地方税収入	H26年度 1.8% H27年度 2.0% H28年度 1.7% H29年度 0.8%		
年度別増減率	H30年度 2.3% H31年度 1.4% R2年度 0.8% R3年度 1.0%		

5 歳出

		増減率	構成比
義務的経費	204億6,846万2千円	11.9%	55.0%
	(182億8,837万1千円)	(6.4%)	(40.1%)
投資的経費	34億8,297万8千円	△43.4%	9.4%
	(61億5,148万円)	(41.0%)	(13.5%)
その他経費	132億8,692万5千円	△37.3%	35.7%
	(211億8,190万5千円)	(85.0%)	(46.4%)

普通会計とは、総務省で定める基準により作成される統計上の会計で、一般会計と特別会計（公営企業会計を除く。）を合算し、重複額等を控除したものをいい、稲城市では、一般会計、土地区画整理事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計の一部がこれに該当する。

基金現在高の推移

① 総額

(単位：千円)

区 分	平成29年度末	平成30年度末	平成31年度末	令和2年度末	令和3年度末
財 政 調 整 基 金	2,635,409	2,739,277	2,814,671	2,813,348	2,987,320
都市計画事業資金積立基金	141	141	141	50,013	14
庁舎建設基金	15,110	15,112	15,114	15,116	95,117
公共施設整備基金	1,335,802	1,357,894	1,473,824	1,436,515	1,446,979
緑化推進基金	981,073	1,000,127	1,000,133	1,000,642	1,000,793
まちづくり推進事業基金	36,687	36,723	36,759	36,778	36,779
長寿社会福祉基金	112,327	114,632	114,632	114,578	114,596
森林環境譲与税基金	0	0	3,308	580	1,212
新型コロナウイルス感染症対策基金	0	0	0	77,527	0
合 計	5,116,549	5,263,906	5,458,582	5,545,097	5,682,810

② 市民一人当たりの額（上記の総額を3月31日時点の住民基本台帳による人口で除した値）（単位：人、円）

区 分	平成29年度末	平成30年度末	平成31年度末	令和2年度末	令和3年度末
人 口	90,149	90,935	91,706	92,585	93,033
財 政 調 整 基 金	29,234	30,123	30,693	30,387	32,110
都市計画事業資金積立基金	1	1	1	540	0
庁舎建設基金	168	166	165	163	1,023
公共施設整備基金	14,818	14,933	16,071	15,516	15,553
緑化推進基金	10,883	10,998	10,906	10,808	10,758
まちづくり推進事業基金	407	404	401	397	395
長寿社会福祉基金	1,246	1,261	1,250	1,238	1,232
森林環境譲与税基金	0	0	36	6	13
新型コロナウイルス感染症対策基金	0	0	0	837	0
合 計	56,757	57,886	59,523	59,892	61,084

地方債現在高の推移

① 総額

(単位：千円)

区 分	平成29年度末	平成30年度末	平成31年度末	令和2年度末	令和3年度末
普 通 債	12,699,735	13,717,395	13,788,627	14,416,869	13,325,466
総 務	262,259	234,018	257,233	564,600	531,702
民 生	110,821	117,091	159,834	160,350	150,686
衛 生	26,611	24,970	23,310	21,632	19,936
商 工	67,411	59,015	50,609	73,295	64,873
土 木	2,843,714	2,914,431	2,919,845	2,669,652	2,441,313
消 防	1,333,743	1,255,963	1,224,869	1,091,878	959,139
教 育	8,055,176	9,111,907	9,152,927	9,835,462	9,157,817
そ の 他	10,384,260	10,405,815	10,237,592	10,037,875	9,206,131
減 税 補 て ん 債	403,883	303,740	234,065	172,943	121,212
減 収 補 て ん 債	0	0	0	51,800	51,800
臨 時 税 収 補 て ん 債	0	0	0	0	0
臨 時 財 政 対 策 債	9,980,377	10,102,075	10,003,527	9,813,132	9,033,119
合 計	23,083,995	24,123,210	24,026,219	24,454,744	22,531,597

② 市民一人当たりの額（上記の総額を3月31日時点の住民基本台帳による人口で除した値）（単位：人、円）

区 分	平成29年度末	平成30年度末	平成31年度末	令和2年度末	令和3年度末
人 口	90,149	90,935	91,706	92,585	93,033
普 通 債	140,875	150,849	150,849	155,715	143,233
総 務	2,909	2,573	2,805	6,098	5,715
民 生	1,229	1,288	1,743	1,732	1,620
衛 生	295	275	254	234	214
商 工	748	649	552	792	697
土 木	31,545	32,050	31,839	28,834	26,241
消 防	14,795	13,812	13,357	11,793	10,310
教 育	89,354	100,202	99,807	106,232	98,436
そ の 他	115,190	114,431	111,635	108,418	98,956
減 税 補 て ん 債	4,480	3,340	2,552	1,868	1,303
減 収 補 て ん 債	0	0	0	559	557
臨 時 税 収 補 て ん 債	0	0	0	0	0
臨 時 財 政 対 策 債	110,710	111,091	109,083	105,991	97,096
合 計	256,065	265,280	261,992	264,133	242,189

令和3年度普通会計

歳入歳出の人口一人当たり等比較

(速報のため未確定値) (単位:千円、%、人)

項目 市名	人口密度 人/km ²	歳入額	歳出額	市税額	歳入中の 市税割合	市税の 徴収率	市民税 個人分	地方債 現在高	積立金 現在高	歳出中の 人件費割合	市税に対する 人件費割合	人件費	職員1人当 職員給	普通会計 職員1人当人口	普通会計 職員数	項目 市名
八王子	3,014	438	420	160	36.5	99.1	65	250	52	12.0	31.5	50	6,456	206	2,733	八王子
立川	7,603	522	480	216	41.3	98.6	73	139	163	12.6	28.0	60	6,301	190	975	立川
武蔵野	13,481	546	520	270	49.4	99.0	122	81	345	13.6	26.1	71	6,797	171	866	武蔵野
三鷹	11,607	422	411	201	47.7	98.7	96	163	91	13.5	27.4	55	6,542	199	956	三鷹
青梅	1,269	473	447	148	31.2	98.1	57	247	83	12.6	38.1	56	6,787	206	637	青梅
府中	8,843	542	524	201	37.1	98.4	80	144	240	9.0	23.4	47	6,170	210	1,238	府中
昭島	6,565	465	436	182	39.1	98.7	63	158	142	11.8	28.3	51	6,182	204	558	昭島
調布	11,026	454	424	197	43.4	98.9	89	167	88	12.4	26.8	53	6,127	192	1,237	調布
町田	6,015	467	445	160	34.3	99.3	72	218	53	11.5	31.9	51	6,516	208	2,072	町田
小金井	11,028	430	415	176	41.0	99.4	90	144	102	12.4	29.3	52	6,406	207	603	小金井
小平	9,525	425	393	159	37.3	98.8	73	130	75	12.9	31.9	51	6,486	216	904	小平
日野	6,799	447	417	163	36.4	98.9	73	193	63	14.5	37.1	60	7,219	183	1,021	日野
東村山	8,850	467	444	137	29.4	98.5	63	263	69	12.6	40.6	56	6,557	203	749	東村山
国分寺	11,151	465	442	184	39.7	99.2	92	164	102	13.1	31.4	58	6,886	205	623	国分寺
国立	9,364	462	448	197	42.6	99.5	93	151	87	16.5	37.5	74	6,437	167	457	国立
福生	5,539	530	503	142	26.8	98.2	61	117	174	13.3	47.0	67	6,312	155	363	福生
狛江	12,992	431	400	155	36.0	99.4	83	222	67	14.0	36.1	56	6,565	206	404	狛江
東大和	6,355	462	427	147	31.8	99.0	62	234	79	12.8	37.2	55	6,528	204	418	東大和
清瀬	7,326	508	476	129	25.4	98.7	61	286	48	13.7	50.5	65	6,609	185	405	清瀬
東久留米	9,091	431	400	146	33.9	98.4	65	216	65	13.2	36.1	53	6,241	217	539	東久留米
武蔵村山	4,691	466	448	142	30.5	98.5	52	205	89	11.8	37.2	53	6,153	203	354	武蔵村山
多摩	7,022	486	465	199	40.9	99.0	72	105	119	11.9	27.7	55	6,391	187	787	多摩
稲城	5,176	426	400	172	40.3	99.3	78	242	61	14.8	34.5	59	6,359	181	514	稲城
羽村	5,517	557	537	184	33.0	98.4	64	195	54	12.7	37.0	68	6,143	160	341	羽村
あきる野	1,090	471	448	133	28.2	98.7	56	326	46	13.2	44.4	59	6,191	185	434	あきる野
西東京	11,453	414	390	160	38.6	98.8	76	258	59	13.0	31.9	51	6,441	216	951	西東京
平均	7,784	469	445	171	36.6	98.8	74	193	101	12.9	34.2	57	6,454	195	813	平均

※平均数値は単純平均

※ 人口 : 令和4年1月1日現在(住民基本台帳人口)

稲城市の過去3か年の状況

平成31年度	5,094	372	361	171	46.1	99.1	78	262	60	15.7	33.0	57	6,603	180	508	平成31年度
令和2年度	5,134	511	494	171	33.6	98.8	79	265	60	12.2	35.3	60	6,375	181	510	令和2年度
令和3年度	5,176	426	400	172	40.3	99.3	78	242	61	14.8	34.5	59	6,359	181	514	令和3年度

平成31年度													229	400	平成31年度
令和2年度													230	402	令和2年度
令和3年度													229	406	令和3年度

(消防職員を除いた場合)

令和3年度普通会計 26市順位比較 ① (人口一人当たり等)

(速報のため未確定値)

項目 順位	人口密度 (人/km ²)		歳入額 (千円)		歳出額 (千円)		市税額 (千円)		歳入中の市税割合 (%)		市税の徴収率 (%)		市民税個人分 (円)		順位
1	13,481	武蔵野	557	羽村	537	羽村	270	武蔵野	49.4	武蔵野	99.5	国立	122,499	武蔵野	1
2	12,992	狛江	546	武蔵野	524	府中	216	立川	47.7	三鷹	99.4	小金井	96,271	三鷹	2
3	11,607	三鷹	542	府中	520	武蔵野	201	三鷹	43.4	調布	99.4	狛江	92,602	国立	3
4	11,453	西東京	530	福生	503	福生	201	府中	42.6	国立	99.3	稲城	91,842	国分寺	4
5	11,151	国分寺	522	立川	480	立川	199	多摩	41.3	立川	99.3	町田	89,689	小金井	5
6	11,028	小金井	508	清瀬	476	清瀬	197	調布	41.0	小金井	99.2	国分寺	89,372	調布	6
7	11,026	調布	486	多摩	465	多摩	197	国立	40.9	多摩	99.1	八王子	83,088	狛江	7
8	9,525	小平	473	青梅	448	あきる野	184	国分寺	40.3	稲城	99.0	武蔵野	79,536	府中	8
9	9,364	国立	471	あきる野	448	武蔵村山	184	羽村	39.7	国分寺	99.0	多摩	78,268	稲城	9
10	9,091	東久留米	467	東村山	448	国立	182	昭島	39.1	昭島	99.0	東大和	76,015	西東京	10
11	8,850	東村山	467	町田	447	青梅	176	小金井	38.6	西東京	98.9	調布	73,000	小平	11
12	8,843	府中	466	武蔵村山	445	町田	172	稲城	37.3	小平	98.9	日野	72,631	立川	12
13	7,603	立川	465	昭島	444	東村山	163	日野	37.1	府中	98.8	西東京	72,612	日野	13
14	7,326	清瀬	465	国分寺	442	国分寺	160	町田	36.5	八王子	98.8	小平	71,858	多摩	14
15	7,022	多摩	462	東大和	436	昭島	160	八王子	36.4	日野	98.7	三鷹	71,502	町田	15
16	6,799	日野	462	国立	427	東大和	160	西東京	36.0	狛江	98.7	昭島	65,002	東久留米	16
17	6,565	昭島	454	調布	424	調布	159	小平	34.3	町田	98.7	あきる野	64,885	八王子	17
18	6,355	東大和	447	日野	420	八王子	155	狛江	33.9	東久留米	98.7	清瀬	63,656	羽村	18
19	6,015	町田	438	八王子	417	日野	148	青梅	33.0	羽村	98.6	立川	63,223	昭島	19
20	5,539	福生	431	狛江	415	小金井	147	東大和	31.8	東大和	98.5	武蔵村山	62,824	東村山	20
21	5,517	羽村	431	東久留米	411	三鷹	146	東久留米	31.2	青梅	98.5	東村山	62,276	東大和	21
22	5,176	稲城	430	小金井	400	稲城	142	武蔵村山	30.5	武蔵村山	98.4	府中	60,960	清瀬	22
23	4,691	武蔵村山	426	稲城	400	東久留米	142	福生	29.4	東村山	98.4	東久留米	60,776	福生	23
24	3,014	八王子	425	小平	400	狛江	137	東村山	28.2	あきる野	98.4	羽村	57,484	青梅	24
25	1,269	青梅	422	三鷹	393	小平	133	あきる野	26.8	福生	98.2	福生	56,066	あきる野	25
26	1,090	あきる野	414	西東京	390	西東京	129	清瀬	25.4	清瀬	98.1	青梅	52,168	武蔵村山	26
平均	7,784		469		445		171		36.6		98.8		74,235		平均

※平均数値は単純平均

稲城市の過去3か年の状況

年度	稲城市		稲城市		稲城市		稲城市		稲城市		稲城市		稲城市		年度
平成31年度	5,094	22位	372	22位	361	22位	171	12位	46.1	11位	99.1	5位	77,752	9位	平成31年度
令和2年度	5,134	22位	511	15位	494	15位	171	12位	33.6	11位	98.8	7位	78,713	9位	令和2年度
令和3年度	5,176	22位	426	23位	400	22位	172	12位	40.3	8位	99.3	4位	78,268	9位	令和3年度

令和3年度普通会計 26市順位比較 ② (人口一人当たり等)

(速報のため未確定値)

項目 順位	地方債現在高 (千円)	積立金現在高 (千円)	歳出中の人件費割合 (%)	市税に対する人件費割合 (%)	人件費 (千円)	職員1人当職員給 (千円)	職員1人当人口 (人)	順位							
1	326	あきる野	345	武蔵野	9.0	府中	23.4	府中	47	府中	6,127	調布	217	東久留米	1
2	286	清瀬	240	府中	11.5	町田	26.1	武蔵野	50	八王子	6,143	羽村	216	西東京	2
3	263	東村山	174	福生	11.8	武蔵村山	26.8	調布	51	小平	6,153	武蔵村山	216	小平	3
4	258	西東京	163	立川	11.8	昭島	27.4	三鷹	51	西東京	6,170	府中	210	府中	4
5	250	八王子	142	昭島	11.9	多摩	27.7	多摩	51	町田	6,182	昭島	208	町田	5
6	247	青梅	119	多摩	12.0	八王子	28.0	立川	51	昭島	6,191	あきる野	207	小金井	6
7	242	稲城	102	国分寺	12.4	小金井	28.3	昭島	52	小金井	6,241	東久留米	206	青梅	7
8	234	東大和	102	小金井	12.4	調布	29.3	小金井	53	調布	6,301	立川	206	八王子	8
9	222	狛江	91	三鷹	12.6	東村山	31.4	国分寺	53	東久留米	6,312	福生	206	狛江	9
10	218	町田	89	武蔵村山	12.6	立川	31.5	八王子	53	武蔵村山	6,359	稲城	205	国分寺	10
11	216	東久留米	88	調布	12.6	青梅	31.9	西東京	55	東大和	6,391	多摩	204	東大和	11
12	205	武蔵村山	87	国立	12.7	羽村	31.9	町田	55	多摩	6,406	小金井	204	昭島	12
13	195	羽村	83	青梅	12.8	東大和	31.9	小平	55	三鷹	6,437	国立	203	武蔵村山	13
14	193	日野	79	東大和	12.9	小平	34.5	稲城	56	東村山	6,441	西東京	203	東村山	14
15	167	調布	75	小平	13.0	西東京	36.1	狛江	56	狛江	6,456	八王子	199	三鷹	15
16	164	国分寺	69	東村山	13.1	国分寺	36.1	東久留米	56	青梅	6,486	小平	192	調布	16
17	163	三鷹	67	狛江	13.2	あきる野	37.0	羽村	58	国分寺	6,516	町田	190	立川	17
18	158	昭島	65	東久留米	13.2	東久留米	37.1	日野	59	あきる野	6,528	東大和	187	多摩	18
19	151	国立	63	日野	13.3	福生	37.2	東大和	59	稲城	6,542	三鷹	185	清瀬	19
20	144	小金井	61	稲城	13.5	三鷹	37.2	武蔵村山	60	日野	6,557	東村山	185	あきる野	20
21	144	府中	59	西東京	13.6	武蔵野	37.5	国立	60	立川	6,565	狛江	183	日野	21
22	139	立川	54	羽村	13.7	清瀬	38.1	青梅	65	清瀬	6,609	清瀬	181	稲城	22
23	130	小平	53	町田	14.0	狛江	40.6	東村山	67	福生	6,787	青梅	171	武蔵野	23
24	117	福生	52	八王子	14.5	日野	44.4	あきる野	68	羽村	6,797	武蔵野	167	国立	24
25	105	多摩	48	清瀬	14.8	稲城	47.0	福生	71	武蔵野	6,886	国分寺	160	羽村	25
26	81	武蔵野	46	あきる野	16.5	国立	50.5	清瀬	74	国立	7,219	日野	155	福生	26
平均	193		101		12.9		34.2		57		6,454		195		平均

※平均数値は単純平均

稲城市の過去3か年の状況

年度	稲城市		稲城市		稲城市		稲城市		稲城市		稲城市		稲城市		年度
平成31年度	262	5位	60	17位	15.7	25位	33.0	17位	57	21位	6,603	18位	180	22位	平成31年度
令和2年度	265	5位	60	16位	12.2	24位	35.3	14位	60	20位	6,375	12位	181	21位	令和2年度
令和3年度	242	7位	61	20位	14.8	25位	34.5	14位	59	19位	6,359	10位	181	22位	令和3年度

令和3年度普通会計 26市順位比較 ③

(速報のため未確定値)

項目 順位	財政力指数 (3年平均)		経常収支比率 (%)		公債費負担比率 (%)		実質公債費比率 (%)		実質収支比率 (%)		将来負担比率 (%)		順位
1	1.484	武蔵野	83.1	小平	2.8	武蔵野	-3.0	福生	5.6	三鷹	-	武蔵野	1
2	1.187	府中	84.1	昭島	4.3	福生	-2.4	日野	6.2	国立	-	福生	2
3	1.172	調布	84.2	武蔵野	4.6	多摩	-1.5	東大和	6.5	八王子	-	府中	3
4	1.141	立川	85.1	府中	4.9	府中	-1.1	武蔵野	7.8	小金井	-	立川	4
5	1.133	三鷹	85.5	多摩	5.0	立川	-0.6	国分寺	8.2	府中	-	昭島	5
6	1.125	多摩	85.7	八王子	5.5	調布	-0.6	八王子	8.6	武蔵村山	-	多摩	6
7	1.035	国分寺	85.7	福生	5.9	羽村	-0.1	東久留米	9.0	多摩	-	青梅	7
8	1.009	小金井	86.7	町田	5.9	国分寺	0.4	昭島	9.1	武蔵野	-	小平	8
9	0.989	国立	86.7	東村山	6.5	昭島	0.6	羽村	9.1	西東京	-	東大和	9
10	0.970	昭島	86.8	立川	6.6	武蔵村山	0.7	調布	9.6	国分寺	-	八王子	10
11	0.963	羽村	87.6	日野	6.6	小平	0.7	国立	9.7	町田	-	国立	11
12	0.953	町田	87.7	狛江	6.8	町田	0.8	武蔵村山	9.9	あきる野	-	武蔵村山	12
13	0.947	小平	88.2	稲城	7.0	日野	0.8	三鷹	10.1	青梅	-	町田	13
14	0.943	稲城	88.3	武蔵村山	7.0	東久留米	0.9	町田	10.5	東村山	-	東久留米	14
15	0.943	日野	88.5	清瀬	7.4	東大和	1.4	狛江	11.4	稲城	-	小金井	15
16	0.925	八王子	89.0	東久留米	7.4	小金井	1.6	小金井	11.6	福生	-	狛江	16
17	0.894	西東京	89.5	西東京	8.0	狛江	1.8	立川	11.9	東久留米	-	東村山	17
18	0.864	狛江	89.8	調布	8.1	青梅	2.0	小平	12.4	羽村	-	三鷹	18
19	0.823	東大和	90.8	東大和	8.5	国立	2.3	西東京	12.8	清瀬	0.4	羽村	19
20	0.820	東久留米	91.4	羽村	8.7	八王子	2.4	青梅	13.2	狛江	5.7	国分寺	20
21	0.819	青梅	91.5	三鷹	8.7	稲城	2.4	東村山	13.9	調布	8.2	調布	21
22	0.807	武蔵村山	92.2	小金井	8.7	三鷹	2.9	多摩	13.9	日野	8.6	西東京	22
23	0.780	東村山	92.3	あきる野	9.0	清瀬	3.1	稲城	14.1	昭島	13.8	日野	23
24	0.747	福生	93.1	青梅	9.3	西東京	3.2	府中	16.0	立川	19.5	稲城	24
25	0.703	あきる野	94.3	国分寺	10.0	東村山	3.9	清瀬	16.0	東大和	33.1	あきる野	25
26	0.674	清瀬	97.4	国立	10.6	あきる野	6.0	あきる野	16.6	小平	37.2	清瀬	26
平均	0.956		88.7		7.1		1.1		10.9		4.9		平均

※平均数値は単純平均

稲城市の過去3か年の状況

年度	稲城市		稲城市		稲城市		稲城市		稲城市		稲城市		年度
平成31年度	0.957	15位	91.1	8位	9.0	19位	2.9	24位	5.5	11位	32.8	25位	平成31年度
令和2年度	0.957	15位	88.3	6位	8.9	21位	3.0	24位	5.2	7位	34.6	24位	令和2年度
令和3年度	0.943	14位	88.2	13位	8.7	21位	3.1	23位	11.4	15位	19.5	24位	令和3年度

貸借対照表(一般会計等)

(令和4年3月31日現在)

(単位:円)

科目名	金額	科目名	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	185,693,052,248	固定負債	28,266,093,663
有形固定資産	182,413,793,318	地方債	20,604,639,626
事業用資産	71,730,260,152	長期未払金	4,802,424,256
土地	43,809,505,699	退職手当引当金	2,190,785,143
立木竹	-	損失補償等引当金	-
建物	55,698,333,608	その他	668,244,638
建物減価償却累計額	-33,718,067,320	流動負債	3,915,795,780
工作物	2,199,630,444	1年内償還予定地方債	1,926,957,099
工作物減価償却累計額	-1,169,457,227	未払金	1,186,818,810
船舶	-	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-	前受金	-
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	419,601,417
航空機	-	預り金	76,075,618
航空機減価償却累計額	-	その他	306,342,836
その他	14,521,949,930	負債合計	32,181,889,443
その他減価償却累計額	-9,611,634,982	【純資産の部】	
建設仮勘定	-	固定資産等形成分	188,680,372,248
インフラ資産	110,038,887,256	余剰分(不足分)	-29,689,924,108
土地	81,708,543,207		
建物	18,239,265,411		
建物減価償却累計額	-11,895,113,793		
工作物	16,322,826,412		
工作物減価償却累計額	-15,279,094,757		
その他	1,253,988,451		
その他減価償却累計額	-1,169,925,684		
建設仮勘定	20,858,398,009		
物品	2,409,797,820		
物品減価償却累計額	-1,765,151,910		
無形固定資産	71,508,440		
ソフトウェア	3,695,400		
その他	67,813,040		
投資その他の資産	3,207,750,490		
投資及び出資金	337,876,001		
有価証券	-		
出資金	30,100,001		
その他	307,776,000		
投資損失引当金	-		
長期延滞債権	183,501,355		
長期貸付金	-		
基金	2,695,490,000		
減債基金	-		
その他	2,695,490,000		
その他	-		
徴収不能引当金	-9,116,866		
流動資産	5,479,285,335		
現金預金	2,444,882,212		
未収金	49,544,641		
短期貸付金	-		
基金	2,987,320,000		
財政調整基金	2,987,320,000		
減債基金	-		
棚卸資産	-		
その他	-		
徴収不能引当金	-2,461,518	純資産合計	158,990,448,140
資産合計	191,172,337,583	負債及び純資産合計	191,172,337,583

行政コスト計算書(一般会計等)

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

(単位:円)

科目名	金額
経常費用	35,213,800,158
業務費用	20,227,651,045
人件費	5,354,441,104
職員給与費	3,904,249,893
賞与等引当金繰入額	419,601,417
退職手当引当金繰入額	12,123,097
その他	1,018,466,697
物件費等	14,354,157,033
物件費	11,253,983,754
維持補修費	256,445,993
減価償却費	2,843,727,286
その他	-
その他の業務費用	519,052,908
支払利息	99,979,007
徴収不能引当金繰入額	2,461,518
その他	416,612,383
移転費用	14,986,149,113
補助金等	5,409,433,895
社会保障給付	7,142,980,059
他会計への繰出金	2,414,297,226
その他	19,437,933
経常収益	1,448,698,221
使用料及び手数料	650,869,799
その他	797,828,422
純経常行政コスト	33,765,101,937
臨時損失	4,412,455
災害復旧事業費	-
資産除売却損	4,411,324
投資損失引当金繰入額	-
損失補償等引当金繰入額	-
その他	1,131
臨時利益	104,385,065
資産売却益	104,385,065
その他	-
純行政コスト	33,665,129,327

純資産変動計算書(一般会計等)

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

(単位:円)

科目名	合計	固定資産等形成分	余剰分(不足分)
前年度末純資産残高	156,006,963,900	189,861,532,595	-33,854,568,695
純行政コスト(△)	-33,665,129,327		-33,665,129,327
財源	36,371,896,831		36,371,896,831
税収等	20,764,929,367		20,764,929,367
国県等補助金	15,606,967,464		15,606,967,464
本年度差額	2,706,767,504		2,706,767,504
固定資産等の変動(内部変動)		-1,457,877,083	1,457,877,083
有形固定資産等の増加		1,233,465,652	-1,233,465,652
有形固定資産等の減少		-2,864,819,782	2,864,819,782
貸付金・基金等の増加		410,074,930	-410,074,930
貸付金・基金等の減少		-236,597,883	236,597,883
資産評価差額	-	-	
無償所管換等	276,716,736	276,716,736	
その他	-	-	
本年度純資産変動額	2,983,484,240	-1,181,160,347	4,164,644,587
本年度末純資産残高	158,990,448,140	188,680,372,248	-29,689,924,108

資金収支計算書(一般会計等)

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

(単位:円)

科目名	金額
【業務活動収支】	
業務支出	32,335,380,963
業務費用支出	17,349,231,850
人件費支出	5,322,779,142
物件費等支出	11,510,429,747
支払利息支出	99,979,007
その他の支出	416,043,954
移転費用支出	14,986,149,113
補助金等支出	5,409,433,895
社会保障給付支出	7,142,980,059
他会計への繰出支出	2,414,297,226
その他の支出	19,437,933
業務収入	36,645,491,972
税込等収入	20,822,118,711
国県等補助金収入	14,412,519,464
使用料及び手数料収入	650,899,179
その他の収入	759,954,618
臨時支出	-
災害復旧事業費支出	-
その他の支出	-
臨時収入	-
業務活動収支	4,310,111,009
【投資活動収支】	
投資活動支出	2,138,874,387
公共施設等整備費支出	1,871,006,387
基金積立金支出	267,868,000
投資及び出資金支出	-
貸付金支出	-
その他の支出	-
投資活動収入	1,428,988,066
国県等補助金収入	1,194,448,000
基金取崩収入	130,155,000
貸付金元金回収収入	-
資産売却収入	104,385,066
その他の収入	-
投資活動収支	-709,886,321
【財務活動収支】	
財務活動支出	2,764,109,443
地方債償還支出	1,960,747,848
その他の支出	803,361,595
財務活動収入	37,600,000
地方債発行収入	37,600,000
その他の収入	-
財務活動収支	-2,726,509,443
本年度資金収支額	873,715,245
前年度末資金残高	1,495,091,349
本年度末資金残高	2,368,806,594
前年度末歳計外現金残高	77,259,990
本年度歳計外現金増減額	-1,184,372
本年度末歳計外現金残高	76,075,618
本年度末現金預金残高	2,444,882,212

以下余白

議案概要説明書

議案番号	第36号	担当課	市民部保険年金課
件名	令和3年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
<p>【概要】</p> <p>令和3年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額、歳出総額共に76億369万7千円で、対前年度比5.0%増となりました。</p>			
<p>【歳入・歳出の内訳】 (単位 千円)</p>			
〔歳入〕		〔歳出〕	
国民健康保険税	1,611,490	総務費	31,944
一部負担金	0	保険給付費	4,968,455
使用料及び手数料	0	国民健康保険事業費納付金	2,442,281
国庫支出金	10,559	共同事業拠出金	0
都支出金	5,210,071	保健事業費	77,209
財産収入	0	基金積立金	0
繰入金	744,348	公債費	0
繰越金	0	諸支出金	83,808
諸収入	27,229	予備費	0
合計	7,603,697	合計	7,603,697

議案概要説明書

議案番号	第37号	担当課	都市環境整備部区画整理課																																												
件名	令和3年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について																																														
<p>【概要】</p> <p>令和3年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額14億4,534万9千円、歳出総額12億8,643万円で、対前年度比は歳入9.8%増、歳出1.2%減となり、形式収支は1億5,891万9千円となりました。</p> <p>令和3年度の補正予算で繰越明許費として設定した稲城榎戸地区事業費（土地区画整理事業業務委託）については、繰越額は2億990万9千円で、未収特定財源が5,149万円と見込まれるため、翌年度へ繰り越すべき財源は1億5,841万9千円となりました。</p> <p>実質収支は、形式収支1億5,891万9千円から翌年度へ繰り越すべき財源1億5,841万9千円を差し引いた50万円となりました。</p>																																															
<p>【歳入・歳出の内訳】 (単位 千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">〔歳入〕</th> <th></th> <th style="text-align: left;">〔歳出〕</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td style="text-align: right;">41</td> <td>総務費</td> <td style="text-align: right;">92,659</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td style="text-align: right;">161,350</td> <td>事業費</td> <td style="text-align: right;">1,193,771</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td style="text-align: right;">164,375</td> <td>榎戸地区</td> <td style="text-align: right;">351,155</td> </tr> <tr> <td>繰入金</td> <td style="text-align: right;">1,090,986</td> <td>矢野口駅周辺地区</td> <td style="text-align: right;">331,161</td> </tr> <tr> <td>繰越金</td> <td style="text-align: right;">13,567</td> <td>稲城長沼駅周辺地区</td> <td style="text-align: right;">167,500</td> </tr> <tr> <td>諸収入</td> <td style="text-align: right;">15,030</td> <td>南多摩駅周辺地区</td> <td style="text-align: right;">343,955</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>南山東部地区</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>公債費</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>予備費</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,445,349</td> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,286,430</td> </tr> </tbody> </table>				〔歳入〕		〔歳出〕		使用料及び手数料	41	総務費	92,659	国庫支出金	161,350	事業費	1,193,771	都支出金	164,375	榎戸地区	351,155	繰入金	1,090,986	矢野口駅周辺地区	331,161	繰越金	13,567	稲城長沼駅周辺地区	167,500	諸収入	15,030	南多摩駅周辺地区	343,955			南山東部地区	0			公債費	0			予備費	0	合計	1,445,349	合計	1,286,430
〔歳入〕		〔歳出〕																																													
使用料及び手数料	41	総務費	92,659																																												
国庫支出金	161,350	事業費	1,193,771																																												
都支出金	164,375	榎戸地区	351,155																																												
繰入金	1,090,986	矢野口駅周辺地区	331,161																																												
繰越金	13,567	稲城長沼駅周辺地区	167,500																																												
諸収入	15,030	南多摩駅周辺地区	343,955																																												
		南山東部地区	0																																												
		公債費	0																																												
		予備費	0																																												
合計	1,445,349	合計	1,286,430																																												

議案概要説明書

議案番号	第38号	担当課	福祉部高齢福祉課
件名	令和3年度東京都稲城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について		
【概要】			
<p>令和3年度東京都稲城市介護保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額53億6,402万3千円、歳出総額52億3,158万2千円で、対前年度比は歳入6.0%増、歳出8.0%増となり、形式収支は1億3,244万1千円となりました。</p> <p>実質収支は、翌年度へ繰り越すべき財源がないため、形式収支と同額となりました。</p>			
【歳入・歳出の内訳】 (単位 千円)			
〔歳入〕		〔歳出〕	
保険料	1,313,291	総務費	57,672
使用料及び手数料	0	介護給付費	4,616,982
国庫支出金	1,024,438	地域支援事業費	328,652
支払基金交付金	1,317,777	基金積立金	143,936
都支出金	741,226	公債費	0
財産収入	460	諸支出金	84,340
繰入金	748,977	予備費	0
繰越金	217,711		
諸収入	143		
合計	5,364,023	合計	5,231,582

議案概要説明書

議案番号	第39号	担当課	市民部保険年金課
件名	令和3年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について		
<p>【概要】</p> <p>令和3年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額、歳出総額共に17億9,060万6千円で、対前年度比は2.8%増となりました。</p>			
<p>【歳入・歳出の内訳】 (単位 千円)</p>			
〔歳入〕		〔歳出〕	
後期高齢者医療保険料	957,817	総務費	9,420
使用料及び手数料	0	分担金及び交付金	1,700,549
繰入金	771,883	保健事業費	56,800
広域連合支出金	59,476	諸支出金	23,837
繰越金	0	予備費	0
諸収入	1,430		
合計	1,790,606	合計	1,790,606

議案概要説明書

議案番号	第40号	担当課	都市環境整備部下水道課
件名	令和3年度東京都稲城市下水道事業会計決算の認定及び利益の処分について		
<p>【概要】</p> <p>令和3年度東京都稲城市下水道事業会計決算は、収益的収入20億1,540万2,681円、収益的支出18億2,132万1,657円、資本的収入3億6,343万496円、資本的支出8億4,330万548円で、対前年度比は収益的収入0.6%増、収益的支出3.9%減、資本的収入28.6%減、資本的支出6.2%減となりました。</p> <p>また、営業成績を表す損益計算書において、当年度純利益は1億8,122万3,715円となり、その他未処分利益剰余金変動額1億6,473万4,768円を加えた3億4,595万8,483円が当年度未処分利益剰余金となりました。この当年度未処分利益剰余金のうち、減債積立金として取り崩した額1億6,473万4,768円を資本金に組み入れるとともに、その残額1億8,122万3,715円を翌年度以降の起債償還の財源とするため減債積立金へ積み立てるものです。</p>			
<p>【収益的収入及び支出（6・7頁）】 （単位 円）</p>			
〔収益的収入〕		〔収益的支出〕	
営業収益	1,180,775,458	営業費用	1,673,050,782
営業外収益	811,644,748	営業外費用	148,268,411
特別利益	22,982,475	特別損失	2,464
		予備費	0
合 計	2,015,402,681	合 計	1,821,321,657
<p>【資本的収入及び支出（8・9頁）】 （単位 円）</p>			
〔資本的収入〕		〔資本的支出〕	
企業債	142,600,000	建設改良費	336,252,052
他会計負担金	32,645,838	企業債償還金	507,048,496
他会計補助金	32,207,298		
国庫補助金	43,500,000		
都補助金	2,175,000		
負担金等	110,302,360		
合 計	363,430,496	合 計	843,300,548

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 4 億7,987万52円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,285万7,309円、過年度分損益勘定留保資金1,053万7,742円、当年度分損益勘定留保資金 2 億9,174万233円及び減債積立金 1 億6,473万4,768円で補填しました。

【剰余金処分計算書(案) (12・13頁)】

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	4,707,807,487	251,616,490	345,958,483
議会の議決による処分数額	164,734,768	0	△345,958,483
資本金への組入	164,734,768	0	△164,734,768
減債積立金の積立	0	0	△181,223,715
建設改良積立金の積立	0	0	0
処分後残高	4,872,542,255	251,616,490	(繰越利益剰余金) 0

議案概要説明書

議案番号	第41号	担当課	市立病院事務部経営企画課
件名	令和3年度東京都稲城市病院事業会計決算の認定及び利益の処分について		
【概要】			
収益的収入及び支出 (12頁)		(単位 円)	
病院事業収益	7,970,886,973	対前年度比 2.4%増	
医業収益	4,862,188,298		
入院収益	2,769,413,643	延患者数	47,243人
外来収益	1,566,422,561	一人当たり収益	58,621円
その他医業収益	526,352,094	延患者数	131,393人
		一人当たり収益	11,922円
医業外収益	2,964,972,408	公衆衛生活動収益、医療相談収益等	
他会計負担金	672,685,000	一般会計負担金	
国庫補助金	5,602,917	医療提供体制設備整備交付金、医師臨床研修費補助金等	
都補助金	2,092,455,230	東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備補助金、市町村公立病院運営事業補助金等	
長期前受金戻入	6,032,923	器械備品補助金前受金戻入等	
資本費繰入収益	107,855,000	企業債元金償還金に係る都補助金等	
その他医業外収益等	80,341,338	預金利息、貸家料、寄附金等	
特別利益	143,726,267	令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金、過年度損益修正益等	
病院事業費用	7,278,713,556	対前年度比 2.4%増	
医業費用	6,946,317,165		
給与費	4,074,311,193		
材料費	799,749,969	薬品費、診療材料費等	
経費	1,659,295,549	委託料、光熱水費、修繕費等	
減価償却費	401,764,554	医療器械備品、建物等の減価償却費	
その他	11,195,900	資産減耗費及び研究研修費	
医業外費用	303,691,228		
支払利息等	57,570,544	企業債利息等	
その他	246,120,684	長期前払消費税償却及び雑損失	
特別損失	28,705,163	過年度損益修正損等	

経常利益	577,152,313円	(医業収益+医業外収益) - (医業費用+医業外費用)
当年度純利益	692,173,417円	(病院事業収益) - (病院事業費用)
前年度繰越利益剰余金	151,101,675円	
当年度未処分利益剰余金	843,275,092円	(当年度純利益) + (前年度繰越利益剰余金)

資本的収入及び支出 (8・9頁)

(単位 円)

資本的収入	277,606,000	
企業債	167,700,000	病院事業債
他会計負担金	30,000,000	建設改良費負担金
奨学貸付返還金	2,000,000	
都補助金	77,906,000	企業債償還元金補助金

資本的支出	692,819,337	
企業債償還金	489,291,924	病院建設事業債等償還金
建設改良費	199,427,413	器械及び備品購入費、リース資産購入費等
奨学貸付金	4,100,000	

*建設改良費のみ消費税及び地方消費税込み

支出に対して収入の不足する額 415,213,337円は、次により補填しました。

過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 17,593,922円

過年度分損益勘定留保資金 397,619,415円

剰余金処分計算書 (案) (13頁)

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	3,375,233,708	9,200,000	843,275,092
議会の議決による処分数額	0	0	△ 500,000,000
資本金への組入	0	0	0
減債積立金の積立	0	0	△ 200,000,000
利益積立金の積立	0	0	△ 100,000,000
建設改良積立金の積立	0	0	△ 200,000,000
処分後残高	3,375,233,708	9,200,000	(繰越利益剰余金) 343,275,092

第42号議案

令和4年度
東京都稲城市一般会計補正予算（第4号）

令和 4 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 4 年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,669,835千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38,470,032千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 4 年 9 月 2 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税		874,772	△17,502	857,270
	1 地方交付税	874,772	△17,502	857,270
16 国庫支出金		6,909,878	1,410	6,911,288
	1 国庫負担金	5,587,168	1,410	5,588,578
17 都支出金		6,002,584	32,963	6,035,547
	1 都負担金	2,135,642	705	2,136,347
	2 都補助金	3,609,236	32,258	3,641,494
19 寄附金		8,180	5,000	13,180
	1 寄附金	8,180	5,000	13,180
20 繰入金		829,893	△12,868	817,025
	1 基金繰入金	827,520	△13,040	814,480
	2 他会計繰入金	2,373	172	2,545
21 繰越金		389,906	1,795,641	2,185,547
	1 繰越金	389,906	1,795,641	2,185,547
22 諸収入		1,054,281	243	1,054,524
	4 雑収入	565,488	243	565,731
23 市債		477,335	△135,052	342,283
	1 市債	477,335	△135,052	342,283

款	項	補正前の額	補正額	計
歳 入 合 計		36,800,197	1,669,835	38,470,032

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,421,495	702,928	4,124,423
	1 総務管理費	2,729,087	702,928	3,432,015
3 民生費		17,246,458	470,428	17,716,886
	1 社会福祉費	5,356,221	181,240	5,537,461
	2 児童福祉費	9,565,936	250,077	9,816,013
	3 生活保護費	2,291,287	39,111	2,330,398
4 衛生費		3,564,088	352,211	3,916,299
	1 保健衛生費	2,123,310	352,211	2,475,521
8 土木費		3,686,220	18,826	3,705,046
	1 土木管理費	577,771	8,843	586,614
	4 都市計画費	2,149,434	9,945	2,159,379
	5 住宅費	14,362	38	14,400
9 消防費		1,123,268	1,297	1,124,565
	1 消防費	1,123,268	1,297	1,124,565
10 教育費		4,700,828	124,145	4,824,973
	2 小学校費	1,133,076	49,471	1,182,547
	3 中学校費	613,055	28,051	641,106
	4 幼稚園費	67,485	1,542	69,027
	5 社会教育費	1,149,052	18,762	1,167,814

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 保健体育費	1,325,217	26,319	1,351,536
歳出合計		36,800,197	1,669,835	38,470,032

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
9 消防費	1 消防費	消防施設費(常備)	13,937

第3表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	339,235	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入れのときから据置期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。	204,183	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入れのときから据置期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。

歲入歲出予算事項別明細書

歳入

第12款 地方交付税 (補正額 △17,502 千円)

(単位: 千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	地方交付税	874,772	△17,502	857,270		
	1 地方交付税	874,772	△17,502	857,270		
					1 地方交付税	△17,502
	計	874,772	△17,502	857,270		

説 明		
(財政課)		△17,502
普通交付税交付額		△17,502

第12款 地方交付税

第16款 国庫支出金 (補正額 1,410 千円)

(単位: 千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	国庫負担金	5,587,168	1,410	5,588,578		
	1 民生費国庫負担金	5,370,742	1,410	5,372,152		
					6 介護保険料軽減強化負担金	1,410
	計	6,909,878	1,410	6,911,288		

説 明		
(高齢福祉課)		1,410
介護保険料軽減強化負担金過年度分		1,410

第16款 国庫支出金

第17款 都支出金 (補正額 32,963 千円)

(単位: 千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	都負担金	2,135,642	705	2,136,347		
	1 民生費都負担金	2,134,562	705	2,135,267		
					6 介護保険料軽減強化負担金	705
2	都補助金	3,609,236	32,258	3,641,494		
	2 民生費都補助金	1,608,295	25,598	1,633,893		
					3 児童福祉費補助金	25,598

説 明		
(高齢福祉課)		705
介護保険料軽減強化負担金過年度分		705
(子育て支援課)		25,598
保育従事職員等処遇改善事業補助金 (10/10)		2,393
高校生等医療費助成事業準備経費補助金 (10/10)		23,205

第17款 都支出金

(単位：千円)

項	科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		
	目					区 分	金 額	
2	7	教育費都補助金	472,184	6,660	478,844			
						2	中学校費補助金	6,660
		計	6,002,584	32,963	6,035,547			

説 明		
(指導課)		6,660
部活動外部指導者配置支援事業補助金(10/10)		6,660

第17款 都 支 出 金

第19款 寄 附 金 (補正額 5,000 千円)

項	科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		
	目					区 分	金 額	
1		寄 附 金	8,180	5,000	13,180			
	1	総務費寄附金	8,180	5,000	13,180			
						1	Iのまち稲城 応援寄附金	2,000
						2	まち・ひと・し ごと創生寄附活 用事業寄附金	3,000
		計	8,180	5,000	13,180			

(単位：千円)

説 明		
(総務契約課)		2,000
Iのまち稲城応援指定寄附金(稲城市立中学校の部活動を応援)		2,000
(総務契約課)		3,000
まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附金		3,000

第19款 寄 附 金

第20款 繰 入 金 (補正額 △12,868 千円)

項	科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		
	目					区 分	金 額	
1		基金繰入金	827,520	△13,040	814,480			
	1	財政調整基金 繰入金	795,620	△13,040	782,580			
						1	財政調整基金 繰入金	△13,040
2		他会計繰入金	2,373	172	2,545			
	1	他会計繰入金	2,373	172	2,545			

(単位：千円)

説 明		
(財政課)		△13,040
財政調整基金繰入金		△13,040

第20款 繰 入 金

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	(1 他会計繰入金)				1 介護保険特別会計繰入金	172
計		829,893	△12,868	817,025		

説 明		
(高齢福祉課)		172
介護保険特別会計繰入金		172

第20款 繰 入 金

第21款 繰 越 金 (補正額 1,795,641 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰 越 金	389,906	1,795,641	2,185,547		
	1 繰 越 金	389,906	1,795,641	2,185,547		
					1 繰 越 金	1,795,641
計		389,906	1,795,641	2,185,547		

(単位：千円)

説 明		
(財政課)		1,795,641
繰越金		1,795,641

第21款 繰 越 金

第22款 諸 収 入 (補正額 243 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
4	雑 入	565,488	243	565,731		
	3 雑 入	563,262	243	563,505		
					1 雑 入	243
計		1,054,281	243	1,054,524		

(単位：千円)

説 明		
(高齢福祉課)		243
稲城市認知症高齢者グループホーム等整備事業補助金返還金過年度分		243

第22款 諸 収 入

第23款 市 債 (補正額 △135,052 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	市 債	477,335	△135,052	342,283		
	4 臨時財政対策債	339,235	△135,052	204,183		

(単位：千円)

説 明		
-----	--	--

第23款 市 債

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	(4 臨時財政対策債)				1 臨時財政対策債	△135,052
計		477,335	△135,052	342,283		

説 明	
(財政課)	△135,052
臨時財政対策債	△135,052

第23款 市

債

歳 出

第2款 総務費 (補正額 702,928 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	総務管理費	2,729,087	702,928	3,432,015	0	6,820	0	5,000	691,108
	1 一般管理費	1,937,210	13,665	1,950,875	0	0	0	734	12,931
					0	0	0	734	0
					0	0	0	0	10,343
					0	0	0	0	2,588
6	財産管理費	162,246	679,756	842,002	0	0	0	4,266	675,490
					0	0	0	4,266	675,490
8	支所及び出張所費	6,790	173	6,963	0	0	0	0	173
					0	0	0	0	90
					0	0	0	0	83

区 分	金 額	説 明	
		内 容	金額
10	12,931	2 一般事務費 (総務契約課)	734
		11 役務費	23
		手数料	17
		I のまち稲城応援寄附金収納代行料	17
11	23	通信運搬費	6
		郵便料等	6
12	711	12 委託料	711
		I のまち稲城応援寄附金謝礼品発送等委託	711
		4 庁舎維持管理費 (財産管理課)	10,343
		10 需用費	10,343
		⑤ 光熱水費	10,343
		電気料金	7,649
		ガス料金	2,694
		14 複合施設ふれんど平尾施設管理費 (財産管理課)	2,588
		10 需用費	2,588
		⑤ 光熱水費	2,588
		電気料金	2,588
24	679,756	1 財産管理費 (財政課)	679,756
		24 積立金	679,756
		公共施設整備基金積立金	415,819
		財政調整基金積立金	163,895
		庁舎建設基金積立金	80,000
		都市計画事業資金積立基金積立金	17,042
		まち・ひと・しごと創生基金積立金	3,000
10	173	1 平尾出張所経費 (平尾出張所)	90
		10 需用費	90
		⑤ 光熱水費	90
		電気料金	90
		2 若葉台出張所経費 (若葉台出張所)	83
		10 需用費	83

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
					特 定 財 源					
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他		
1	(8 支 所 及 び 出 張 所 費)									
		9 電 算 管 理 費	482,341	6,820	489,161	0	6,820	0	0	0
						0	6,820	0	0	0
10 市 民 協 働 推 進 費	69,506	2,514	72,020	0	0	0	0	2,514		
				0	0	0	0	2,477		
				0	0	0	0	37		
計		3,421,495	702,928	4,124,423	0	6,820	0	5,000	691,108	

節		説 明	
区 分	金 額		
		⑤光熱水費 電気料金	83 83
12 委 託 料	6,820	1 電算管理運営費（ICT推進課）	6,820
		12委託料 システム開発委託	6,820 6,820
10 需 用 費	37	4 地域振興プラザ関係事業（市民協働課）	2,477
		12委託料 地域振興プラザ指定管理料	2,477 2,477
		5 光 熱 水 費	37
12 委 託 料	2,477	8 稲城ふれあいの森事業（児童青少年課）	37
		10需用費 ⑤光熱水費 電気料金	37 37 37
計			

項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
					特定財源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	社会福祉費	5,356,221	181,240	5,537,461	1,410	705	0	243	178,882
	1 社会福祉総務費	503,708	96,850	600,558	0	0	0	0	96,850
					0	0	0	0	8,312
					0	0	0	0	31,519
					0	0	0	0	57,019
	2 心身障害者福祉費	1,835,280	69,535	1,904,815	0	0	0	0	69,535
					0	0	0	0	13,013
					0	0	0	0	112
					0	0	0	0	56,281

節		説明
区分	金額	
22 償還金利子及び割引料	96,850	2 一般事務費（生活福祉課） 22償還金利子及び割引料 令和3年度地域福祉推進区市町村包括補助事業都補助金返還金 8,312
		9 生活困窮者自立相談支援等事業（生活福祉課） 22償還金利子及び割引料 令和3年度生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金返還金 8,417 令和3年度新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（事業費）国庫補助金返還金 22,480 令和3年度新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（事務費）国庫補助金返還金 622
		10 住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業（生活福祉課） 22償還金利子及び割引料 令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費 53,200 国庫補助金返還金 令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事務費 3,819 国庫補助金返還金
22 償還金利子及び割引料	69,535	1 心身障害者福祉関係事務事業（障害福祉課） 22償還金利子及び割引料 令和3年度障害者施策推進区市町村包括補助事業都補助金返還金 13,013
		2 心身障害者福祉手当等関係事業（障害福祉課） 22償還金利子及び割引料 令和3年度特別障害者手当等給付費国庫負担金返還金 112
		5 自立支援給付等事業（障害福祉課） 22償還金利子及び割引料 令和3年度障害者自立支援給付費等国庫負担金返還金 25,680 令和3年度障害者医療費国庫負担金返還金 10,950 令和3年度障害者自立支援給付費等都負担金返還金 14,457 令和3年度更生医療費都負担金返還金 5,194

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	2 心身障害者 福祉費				0	0	0	0	129
3	老人福祉費	192,949	1,199	194,148	0	0	0	243	956
					0	0	0	243	123
					0	0	0	0	110
					0	0	0	0	723
4	福祉センター費	23,821	2,335	26,156	0	0	0	0	2,335
					0	0	0	0	2,335
5	国民健康保険 事業費	1,022,134	8,500	1,030,634	0	0	0	0	8,500
					0	0	0	0	8,500
6	介護保険事業費	893,392	2,821	896,213	1,410	705	0	0	706
					1,410	705	0	0	706

節		説 明	金額
区 分	金 額		
		6 地域生活支援事業（障害福祉課）	129
		22償還金利息及び割引料	129
		令和3年度地域生活支援事業国庫補助金返還金	86
		令和3年度地域生活支援事業都補助金返還金	43
22償還金利息及び 割引料	1,199	3 老人福祉施設整備・措置関係費（高齢福祉課）	366
		22償還金利息及び割引料	366
		平成29年度介護保険料軽減強化負担金等国庫負担金返還金	82
		平成29年度介護保険料軽減強化負担金等都負担金返還金	41
		令和2年度認知症高齢者グループホーム緊急整備支援事業 都補助金返還金	243
		4 みどりクラブ等関係事業（高齢福祉課）	110
		22償還金利息及び割引料	110
		令和3年度老人クラブ助成事業都補助金返還金	110
		8 介護予防・地域支え合い事業（高齢福祉課）	723
		22償還金利息及び割引料	723
		令和3年度介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度 事業費都補助金返還金	3
		令和3年度高齢社会対策区市町村包括補助事業都補助金返 還金	720
12委 託 料	2,335	1 稲城市福祉センター事業（生活福祉課）	2,335
		12委託料	2,335
		福祉センター指定管理料	2,335
27繰 出 金	8,500	2 国民健康保険事業特別会計繰出金（保険年金課）	8,500
		27繰出金	8,500
		国民健康保険事業特別会計一般繰出金	8,500
27繰 出 金	2,821	2 介護保険特別会計繰出金（高齢福祉課）	2,821
		27繰出金	2,821
		介護保険料軽減強化繰出金	2,821

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
2	児 童 福 祉 費	9,565,936	250,077	9,816,013	0	18,778	0	0	231,299
	1 児童福祉総務費	489,458	50,117	539,575	0	8,900	0	0	41,217
					0	8,900	0	0	△8,900
					0	0	0	0	45,821
					0	0	0	0	4,296
	2 児童処遇費	8,551,544	197,563	8,749,107	0	9,878	0	0	187,685
					0	0	0	0	2,147
					0	7,485	0	0	0

区 分	金 額	説 明	
10 需用費	227	1 人件費（人事課）	
		財源振替	
5 光熱水費	227	2 一般事務費（子育て支援課）	45,821
22 償還金利子及び割引料	49,890	22 償還金利子及び割引料	45,821
		令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事業費国庫補助金返還金	2,750
		令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事務費国庫補助金返還金	2,732
		令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）事業費国庫補助金返還金	37,400
		令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）事務費国庫補助金返還金	2,939
		3 子ども家庭支援センター運営事業（子ども家庭支援センター課）	4,296
		10 需用費	227
		⑤ 光熱水費	227
		電気料金	227
		22 償還金利子及び割引料	4,069
		令和3年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金	13
		令和3年度子供・子育て支援交付金都補助金返還金	76
		令和3年度子供家庭支援区市町村包括補助事業都補助金返還金	3,980
10 需用費	283	1 児童手当給付事業（子育て支援課）	2,147
		22 償還金利子及び割引料	2,147
		令和3年度子ども・子育て支援事業費国庫補助金返還金	179
		令和3年度児童手当等都負担金返還金	1,968
		2 乳幼児医療費助成等事業（子育て支援課）	7,485
		10 需用費	283
		① 消耗品費	100
		事務用	100
		④ 印刷製本費	183
		諸用紙印刷	183
		11 役務費	740
		通信運搬費	740
		郵便料等	740
11 役務費	740		
12 委託料	4,812		
13 使用料及び賃借料	1,650		
18 負担金補助及び交付金	2,393		

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
2	(2 児 童 処 遇 費)								
					0	0	0	0	84,870
					0	2,393	0	0	92,770
					0	0	0	0	3,704

区 分	金 額	説 明	
22償還金利子及び割引料	187,685	12委託料	4,812
		事務職員派遣委託	4,759
		運用支援委託	27
		機器保守点検委託	26
		13使用料及び賃借料	1,650
		システム機器等賃借料	1,650
		3 子ども・子育て支援給付事業（子育て支援課）	84,870
		22償還金利子及び割引料	84,870
		令和3年度子育てのための施設等利用給付交付金国庫負担金返還金	56,580
		令和3年度子育てのための施設等利用給付交付金都負担金返還金	28,290
		4 保育所等運営委託・補助事業（子育て支援課）	95,163
		18負担金補助及び交付金	2,393
		保育士等処遇改善臨時特例事業補助金	2,393
		22償還金利子及び割引料	92,770
		令和3年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金返還金	31,201
		令和3年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金	5,531
		令和3年度保育対策総合支援事業国庫補助金返還金	358
		令和3年度子どものための教育・保育給付費都負担金返還金	13,012
		令和3年度子供・子育て支援交付金都補助金返還金	5,516
		令和3年度東京都認証保育所運営費等補助金返還金	8,595
		令和3年度子供家庭支援区市町村包括補助事業都補助金返還金	4,961
		令和3年度保育士等キャリアアップ都補助金返還金	1,651
		令和3年度幼稚園型一時預かり事業運営費等都補助金返還金	16
		令和3年度認可外保育施設利用支援事業都補助金返還金	15,666
		令和3年度保育従事職員宿舍借り上げ支援事業都補助金返還金	9
		令和3年度幼児教育・保育無償化実施事業費都補助金返還金	627
		令和3年度保育サービス推進事業都補助金返還金	4,872
		令和3年度保育力強化事業都補助金返還金	751
		令和3年度新たな子育て家庭支援の基盤を整備していくための支援事業費都補助金返還金	4
		5 障害児支援事業（障害福祉課）	3,704
		22償還金利子及び割引料	3,704
		令和3年度児童保護費等国庫負担金返還金	2,469

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
2	(2 児 童 処 遇 費)				0	0	0	0	4,194
3	保 育 所 費	33,290	876	34,166	0	0	0	0	876
					0	0	0	0	876
5	学 童 ク ラ ブ 費	389,083	1,521	390,604	0	0	0	0	1,521
					0	0	0	0	1,521
3	生 活 保 護 費	2,291,287	39,111	2,330,398	0	0	0	0	39,111
1	生 活 保 護 総 務 費	102,482	39,111	141,593	0	0	0	0	39,111
					0	0	0	0	39,111
計		17,246,458	470,428	17,716,886	1,410	19,483	0	243	449,292

節		説 明
区 分	金 額	
		令和3年度児童保護費等都負担金返還金 1,235
		6 母子父子関係事業（子育て支援課） 4,194
		22償還金利息及び割引料 4,194
		令和3年度児童入所施設措置費等国庫負担金返還金 2,211
		令和3年度母子家庭等自立支援給付金事業国庫補助金返還金 630
		令和3年度入院助産保護費等都負担金返還金 136
		令和3年度母子生活支援施設措置費等都負担金返還金 910
		令和3年度ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業都補助金返還金 307
10	需 用 費 876	1 公立保育所等運営事業（子育て支援課） 876
		10需用費 876
	5 光 熱 水 費 876	⑤光熱水費 876
		電気料金 876
10	需 用 費 159	1 学童クラブ運営事業 1,521
		(財産管理課) 159
	5 光 熱 水 費 159	10需用費 159
		⑤光熱水費 159
	22 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料 1,362	ガス料金 159
		(児童青少年課) 1,362
		22償還金利息及び割引料 1,362
		令和3年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金 681
		令和3年度子供・子育て支援交付金都補助金返還金 681
22	償 還 金 利 子 及 び 割 引 料 39,111	2 生活保護関係費（生活福祉課） 39,111
		22償還金利息及び割引料 39,111
		令和3年度生活保護費等国庫負担金返還金 35,449
		令和3年度生活保護費都負担金返還金 2,865
		令和3年度中国残留邦人等援護事務国庫委託金返還金 3
		令和3年度生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金返還金 794

第4款 衛生費 (補正額 352,211 千円)

(単位: 千円)

項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	保 健 衛 生 費	2,123,310	352,211	2,475,521	0	0	0	0	352,211
	1 保健衛生総務費	351,137	7,482	358,619	0	0	0	0	7,482
					0	0	0	0	6,546
					0	0	0	0	936
	2 予 防 費	996,154	344,729	1,340,883	0	0	0	0	344,729
					0	0	0	0	329,005
					0	0	0	0	7,058
					0	0	0	0	8,666
	計	3,564,088	352,211	3,916,299	0	0	0	0	352,211

区 分	金 額	説 明	
		内 容	金 額
10 需 用 費	936	4 母子保健事業 (健康課)	6,546
		22償還金利子及び割引料	6,546
		令和3年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金	102
		令和3年度母子保健医療対策総合支援事業国庫補助金返還金	1,256
		令和3年度子供・子育て支援交付金都補助金返還金	102
		令和3年度とうきょうママパパ応援事業都補助金返還金	5,047
		令和3年度子供家庭支援区市町村包括補助事業都補助金返還金	39
		8 管理運営費 (健康課)	936
		10需用費	936
		⑤光熱水費	936
		電気料金	936
12 委 託 料	8,666	1 予防接種事業 (健康課)	329,005
		22償還金利子及び割引料	329,005
		令和3年度疾病予防対策事業費等国庫補助金返還金	3,269
		令和3年度高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種補助事業国庫補助金返還金	2,993
		令和3年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費等国庫補助金返還金	205,990
		令和3年度新型コロナウイルスワクチン接種事業費国庫負担金返還金	116,753
		2 感染症予防事業 (健康課)	7,058
		22償還金利子及び割引料	7,058
		令和3年度医療保健政策区市町村包括補助事業都補助金返還金	7,058
		9 健康プラザ運営事業 (健康課)	8,666
		12委託料	8,666
		健康プラザ指定管理料	8,666

第8款 土木費 (補正額 18,826 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	土 木 管 理 費	577,771	8,843	586,614	0	0	0	0	8,843
	2 交通安全対策費	261,998	8,843	270,841	0	0	0	0	8,843
					0	0	0	0	8,843
4	都 市 計 画 費	2,149,434	9,945	2,159,379	0	0	0	0	9,945
	3 公 園 費	429,837	9,945	439,782	0	0	0	0	9,945
					0	0	0	0	9,945
5	住 宅 費	14,362	38	14,400	0	0	0	0	38
	1 住宅管理費	14,362	38	14,400	0	0	0	0	38
					0	0	0	0	38
	計	3,686,220	18,826	3,705,046	0	0	0	0	18,826

区 分	金 額	説 明		
		内 容	金 額	
10	需 用 費	8,843	1 交通安全施設等整備管理経費 (管理課)	8,843
			10需用費	8,843
	5 光 熱 水 費	8,843	⑤光熱水費	8,843
			電気料金	8,843
12	委 託 料	9,945	3 公園等維持管理事業 (緑と環境課)	9,945
			12委託料	9,945
			公園指定管理料	9,945
10	需 用 費	38	1 高齢者住宅維持管理経費 (高齢福祉課)	38
			10需用費	38
	5 光 熱 水 費	38	⑤光熱水費	38
			電気料金	38

第9款 消 防 費 (補正額 1,297 千円)

(単位：千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	消 防 費	1,123,268	1,297	1,124,565	0	0	0	0	1,297
	1 常 備 消 防 費	943,943	927	944,870	0	0	0	0	927
					0	0	0	0	927
	4 災 害 対 策 費	51,569	370	51,939	0	0	0	0	370
					0	0	0	0	370
	計	1,123,268	1,297	1,124,565	0	0	0	0	1,297

節		区 分	金 額	説 明
10	需 用 費		927	2 常備消防費 (消防総務課) 927
				10 需用費 927
	5 光 熱 水 費		927	⑤光熱水費 927
				電気料金 586
				ガス料金 341
12	委 託 料		370	5 コミュニティ防災センター管理事業 (防災課) 370
				12 委託料 370
				矢野ロコミュニティ防災センター指定管理料 31
				坂浜コミュニティ防災センター指定管理料 86
				百村コミュニティ防災センター指定管理料 96
				長峰コミュニティ防災センター指定管理料 157

第10款 教育費 (補正額 124,145 千円)

(単位：千円)

項	科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
					特定財源				
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
2	小学校費	1,133,076	49,471	1,182,547	0	0	0	0	49,471
	1 学校管理費	470,218	49,471	519,689	0	0	0	0	49,471
					0	0	0	0	49,471
3	中学校費	613,055	28,051	641,106	0	6,660	0	0	21,391
	1 学校管理費	215,302	28,051	243,353	0	6,660	0	0	21,391
					0	0	0	0	25,531
					0	6,660	0	0	△4,140
4	幼稚園費	67,485	1,542	69,027	0	0	0	0	1,542
	1 幼児教育援助費	67,485	1,542	69,027	0	0	0	0	1,542
					0	0	0	0	1,542
5	社会教育費	1,149,052	18,762	1,167,814	0	0	0	0	18,762
	3 公民館費	202,321	11,122	213,443	0	0	0	0	11,122
					0	0	0	0	11,114

区分	金額	説明	
		項目	金額
10 需用費	49,471	1 小学校管理運営費 (教育総務課)	49,471
		10 需用費	49,471
5 光熱水費	49,471	⑤ 光熱水費	49,471
		電気料金	35,148
		ガス料金	14,323
7 報償費	4,590	1 中学校管理運営費 (教育総務課)	25,531
		10 需用費	25,531
10 需用費	25,531	⑤ 光熱水費	25,531
5 光熱水費	25,531	電気料金	23,638
		ガス料金	1,893
18 負担金補助及び交付金	△2,070	3 中学校行事等に関する経費 (指導課)	2,520
		7 報償費	4,590
		部活動外部指導者謝礼	4,590
		18 負担金補助及び交付金	△2,070
		部活動交付金	△2,070
22 償還金利子及び割引料	1,542	1 幼児教育振興に関する経費 (子育て支援課)	1,542
		22 償還金利子及び割引料	1,542
		令和3年度私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業都補助金返還金	1,542
10 需用費	11,114	2 文化センター管理運営費 (財産管理課)	11,114
		10 需用費	11,114
5 光熱水費	11,114	⑤ 光熱水費	11,114
		電気料金	10,416
22 償還金利子及び割引料	8	ガス料金	698

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
5	(3 公 民 館 費)				0	0	0	0	8
4	図 書 館 費	258,047	7,640	265,687	0	0	0	0	7,640
					0	0	0	0	7,459
					0	0	0	0	181
6	保 健 体 育 費	1,325,217	26,319	1,351,536	0	0	0	0	26,319
2	体 育 施 設 費	216,327	1,379	217,706	0	0	0	0	1,379
					0	0	0	0	1,379
3	学 校 給 食 費	880,626	24,940	905,566	0	0	0	0	24,940
					0	0	0	0	24,940
計		4,700,828	124,145	4,824,973	0	6,660	0	0	117,485

節		説 明	
区 分	金 額		
		3 公民館主催事業（生涯学習課）	8
		22償還金利子及び割引料	8
		令和3年度人生100年時代セカンドライフ応援事業都補助金返還金	8
10需用費	7,459	1 図書館事業（図書館課）	7,459
		10需用費	7,459
5光熱水費	7,459	⑤光熱水費	7,459
		電気料金	6,386
22償還金利子及び割引料	181	ガス料金	1,073
		2 ブックスタート事業（図書館課）	181
		22償還金利子及び割引料	181
		令和3年度とうきょうママパパ応援事業都補助金返還金	181
12委託料	1,379	2 社会体育施設管理運営経費（スポーツ推進課）	1,379
		12委託料	1,379
		稲城長峰スポーツ広場指定管理料	1,379
10需用費	24,940	2 管理運営費（学校給食課）	24,940
		10需用費	24,940
5光熱水費	24,940	⑤光熱水費	24,940
		電気料金	14,073
		ガス料金	10,867

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書の変更

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高 見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
2 その他					
補正前	10,037,875	9,206,131	339,235	880,193	8,665,173
補正額			△ 135,052		△ 135,052
計	10,037,875	9,206,131	204,183	880,193	8,530,121
(3) 臨時財政対策債					
補正前	9,813,132	9,033,119	339,235	835,164	8,537,190
補正額			△ 135,052		△ 135,052
計	9,813,132	9,033,119	204,183	835,164	8,402,138
合 計					
補正前	24,454,744	22,531,597	477,335	1,928,142	21,080,790
補正額			△ 135,052		△ 135,052
計	24,454,744	22,531,597	342,283	1,928,142	20,945,738

議案概要説明書

議案番号	第42号	担当課	企画部財政課
件名	令和4年度東京都稲城市一般会計補正予算（第4号）		

【概要】

（特に表示がないときは単位 千円）

補正前の予算総額	36,800,197
補正額	1,669,835
補正後の予算総額	38,470,032

（補正の概要）

今回の補正は、普通交付税交付額の決定に伴う地方交付税の減額、中学校の部活動に外部指導者を配置することに伴う部活動外部指導者謝礼の計上及び部活動交付金の減額、Iのまち稲城応援指定寄附金のメニューに「稲城市立中学校の部活動を応援」を新設したことに伴う寄附金の増額及び寄附に対する謝礼品の発送等に係る経費の増額、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附金を新たに創設することに伴い、同寄附金を今後の事業の財源とするためのまち・ひと・しごと創生基金積立金の計上、駐車場の令和3年度分の収益及び令和3年度決算上の剰余金の一部を今後の駐車場等の施設整備の財源とするための公共施設整備基金積立金の増額、令和3年度決算上の剰余金の一部等を今後の事業の財源とするための財政調整基金積立金及び庁舎建設基金積立金の増額、令和3年度の都市計画事業及び土地区画整理事業に充当できなかった都市計画事業資金積立基金繰入金の一部を今後の事業の財源とするための都市計画事業資金積立基金積立金の増額、保険税還付金及び還付加算金の増等に伴う国民健康保険事業特別会計繰出金の増額、令和5年度から開始する高校生等医療費助成事業の準備に係る経費の計上、認証保育所及び病児保育に勤務する保育士等の処遇改善を行うための補助金の計上、原油価格の高騰等に伴う公共施設等の電気料金、ガス料金及び指定管理料の増額、令和3年度の事業の実績確定に伴う国庫支出金等の返還金の計上等を行うものです。

また、繰越明許費の補正として、消防施設費（常備）に係る経費のうち年度内に支出が完了しない見込みの部分について繰越明許費を設定するものです。

さらに、地方債の補正として、臨時財政対策債発行可能額が決定したことに伴う臨時財政対策債の減額を行うものです。

第43号議案

令和4年度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和 4 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,772千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,816,726千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 2 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 都 支 出 金		5,291,986	1,272	5,293,258
	1 都 補 助 金	5,291,985	1,272	5,293,257
7 繰 入 金		967,015	8,500	975,515
	1 他 会 計 繰 入 金	967,014	8,500	975,514
歳 入 合 計		7,806,954	9,772	7,816,726

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 保 健 事 業 費		98,420	1,272	99,692
	1 特定健康診査等事業費	86,713	1,272	87,985
8 諸 支 出 金		13,701	6,500	20,201
	1 償還金及び還付加算金	13,701	6,500	20,201
9 予 備 費		2,000	2,000	4,000
	1 予 備 費	2,000	2,000	4,000
歳 出 合 計		7,806,954	9,772	7,816,726

歲入歲出予算事項別明細書

歳 入

第5款 都支出金 (補正額 1,272 千円)

(単位: 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	都 補 助 金	5,291,985	1,272	5,293,257		
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	5,198,399	1,272	5,199,671		
					2 特 別 交 付 金	1,272
	計	5,291,986	1,272	5,293,258		

説 明		
(保険年金課)		1,272
保険者努力支援分		1,018
特別調整交付金分(市町村分)		254

第5款 都 支 出 金

第7款 繰入金 (補正額 8,500 千円)

(単位: 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他 会 計 繰 入 金	967,014	8,500	975,514		
	1 一 般 会 計 繰 入 金	967,014	8,500	975,514		
					1 一 般 繰 入 金	8,500
	計	967,015	8,500	975,515		

説 明		
(保険年金課)		8,500
一般繰入金		8,500

第7款 繰 入 金

歳 出

第5款 保健事業費 (補正額 1,272 千円)

(単位：千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	特定健康診査等 事 業 費	86,713	1,272	87,985	0	1,272	0	0	0
	1 特定健康診査等 事 業 費	86,713	1,272	87,985	0	1,272	0	0	0
					0	1,272	0	0	0
計		98,420	1,272	99,692	0	1,272	0	0	0

節		説 明
区 分	金 額	
10	需 用 費	4
	1 消耗品費	4
		①消耗品費 事業用
11	役 務 費	168
		通信運搬費
12	委 託 料	1,100
		郵便料等
		12委託料
		生活習慣病重症化予防事業委託
1 特定健康診査等に関する経費 (保険年金課)		1,272
10需用費		4
①消耗品費		4
事業用		4
11役務費		168
通信運搬費		168
郵便料等		168
12委託料		1,100
生活習慣病重症化予防事業委託		1,100

議案概要説明書

議案番号	第43号	担当課	市民部保険年金課						
件名	令和4年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）								
<p>【概要】</p> <p style="text-align: right;">（特に表示がないときは単位 千円）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正前の予算総額</td> <td style="text-align: right;">7,806,954</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正額</td> <td style="text-align: right;">9,772</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正後の予算総額</td> <td style="text-align: right;">7,816,726</td> </tr> </table> <p>（補正の概要）</p> <p>今回の補正は、生活習慣病重症化予防事業の実施に伴う経費の計上、新型コロナウイルス感染症の影響による過年度分の国民健康保険税の減免等に伴う保険税還付金及び還付加算金の増額、過年度分の国民健康保険税の還付金及び還付加算金の増により予備費を充当したことに伴う予備費の増額等を行うもので、歳入では都支出金及び繰入金を増額し、歳出では保健事業費、諸支出金及び予備費を増額するものです。</p>				補正前の予算総額	7,806,954	補正額	9,772	補正後の予算総額	7,816,726
補正前の予算総額	7,806,954								
補正額	9,772								
補正後の予算総額	7,816,726								

第44号議案

令和4年度

東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和 4 年 度

東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 134,495千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,692,817千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 2 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,100,830	64	1,100,894
	2 国庫補助金	187,355	64	187,419
7 繰入金		878,000	2,990	880,990
	1 一般会計繰入金	833,006	2,821	835,827
	2 基金繰入金	44,994	169	45,163
8 繰越金		1,000	131,441	132,441
	1 繰越金	1,000	131,441	132,441
歳入合計		5,558,322	134,495	5,692,817

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金		648	59,010	59,658
	1 基金積立金	648	59,010	59,658
6 諸支出金		5,047	75,485	80,532
	1 償還金及び還付加算金	2,674	75,313	77,987
	2 繰出金	2,373	172	2,545
歳出合計		5,558,322	134,495	5,692,817

歲入歲出予算事項別明細書

歳入

第3款 国庫支出金 (補正額 64 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
2	国庫補助金	187,355	64	187,419		
	6 介護保険災害臨時特例補助金	0	64	64		
					2 過年度分	64
	計	1,100,830	64	1,100,894		

説 明	
(高齢福祉課)	64
令和3年度災害等臨時特例補助金精算分	64

第3款 国庫支出金

第7款 繰入金 (補正額 2,990 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	一般会計繰入金	833,006	2,821	835,827		
	4 その他一般会計繰入金	137,596	2,821	140,417		
					2 介護保険料軽減強化負担金繰入金	2,821
2	基金繰入金	44,994	169	45,163		
	1 介護保険給付準備基金繰入金	44,994	169	45,163		
					1 介護保険給付準備基金繰入金	169
	計	878,000	2,990	880,990		

説 明	
(高齢福祉課)	2,821
令和3年度介護保険料軽減強化負担金繰入金精算分	2,821
(高齢福祉課)	169
介護保険給付準備基金繰入金	169

第7款 繰入金

第8款 繰越金 (補正額 131,441 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	繰越金	1,000	131,441	132,441		
	1 繰越金	1,000	131,441	132,441		

説 明	
-----	--

第8款 繰越金

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	(1 繰 越 金)				1 繰 越 金	131,441
計		1,000	131,441	132,441		

説 明	
(高齢福祉課)	131,441
前年度繰越金	131,441

第8款 繰 越 金

議案概要説明書

議案番号	第44号	担当課	福祉部高齢福祉課						
件名	令和4年度東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第1号）								
<p>【概要】</p> <p style="text-align: right;">（特に表示がないときは単位 千円）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正前の予算総額</td> <td style="text-align: right;">5,558,322</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正額</td> <td style="text-align: right;">134,495</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正後の予算総額</td> <td style="text-align: right;">5,692,817</td> </tr> </table> <p>（補正の概要）</p> <p>今回の補正は、令和3年度の介護給付費等の額の確定に伴い、国、支払基金及び東京都の支出金並びに一般会計の繰入金を精算するための経費等の増額補正です。歳入では国庫支出金、繰入金及び繰越金を増額し、歳出では基金積立金及び諸支出金を増額するものです。</p>				補正前の予算総額	5,558,322	補正額	134,495	補正後の予算総額	5,692,817
補正前の予算総額	5,558,322								
補正額	134,495								
補正後の予算総額	5,692,817								

第45号議案

稲城市教育委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和4年9月2日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市教育委員会委員 杉本 真紀子 の任期が令和4年9月30日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市教育委員会委員の任命について

次の者を稲城市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらる。

氏 名	住 所	生年月日
北川 英一	町田市小山町2391番地12	昭和34年9月4日

略 歴 書

1 氏 名 北川 英一

1 住 所 町田市小山町2391番地12

1 生年月日 昭和34年9月4日（62歳）

1 学 歴 昭和58年3月 東北大学理学部天文及び地球物理学科第二卒業
令和3年3月 放送大学大学院文化科学研究科文化科学専攻修士
課程修了

1 職 歴 昭和58年4月～昭和60年3月
宮城県河南高等学校教諭
昭和60年4月～平成8年3月
東京都立府中東高等学校教諭
平成8年4月～平成12年3月
東京都立千歳丘高等学校教諭
平成12年4月～平成15年3月
東京都立南多摩高等学校教諭
平成15年4月～平成18年3月
東京都立南多摩高等学校主幹
平成18年4月～平成21年3月
東京都立国分寺高等学校副校長
平成21年4月～平成23年3月
東京都立日野高等学校副校長
平成23年4月～平成26年3月
稲城市立稲城第六中学校校長

平成26年4月～平成28年3月

東京都立若葉総合高等学校校長

平成28年4月～平成31年3月

東京都立青梅総合高等学校統括校長

平成31年4月～ 明星大学教育学部教育学科特任教授

1 経 歴 平成23年7月～平成25年6月

稲城市交通安全対策協議会委員

平成24年4月～平成25年3月

稲城市学校保健連絡会委員

平成24年5月～平成26年3月

稲城市立公民館運営審議会委員

令和2年5月～令和2年8月

稲城市立中学校教科用図書審議会委員

令和3年11月～令和4年3月

稲城市立稲城第六中学校学校運営連絡協議会委員

令和4年5月～ 稲城市立稲城第六中学校学校運営協議会委員